

令和5年第3回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和5年9月21日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-----------|
| No. 1 | 12番 | 藤田節夫君 | (P15～P35) |
| No. 2 | 1番 | 小澤佑太君 | (P36～P48) |
| No. 3 | 11番 | 鈴木勝久君 | (P49～P66) |

・出席議員（16名）

1番 小澤佑太君 2番 須藤正樹君 3番 山崎 昇君
4番 鈴木昭司君 5番 大竹憂子君 6番 鈴木 修君
7番 君島栄一君 8番 鈴木武男君 9番 河西美次君
10番 真船正康君 11番 鈴木勝久君 12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君 14番 大石雪雄君 15番 矢吹利夫君
16番 真船正晃君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	関根由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部祥一君	防 災 課 長	和知正道君
税 務 課 長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福 祉 課 長	相川佐江子君	健康推進課長	添田真二君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川哲也君
建 設 課 長	相川 晃君	上下水道課長	木村三義君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	須藤隆士君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	黒 須 賢 博	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議会事務局長 庶 務 係 長	保 坂 真 理		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いをいたします。

それでは、通告第1、12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

◇12番 藤田節夫君

1. 福祉行政について
2. 物価高騰対策について
3. マイナンバーカードについて

○12番（藤田節夫君） おはようございます。12番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、福祉行政について伺います。

1点目として、日帰り入浴施設の整備と70歳以上の村民に対して村内温泉施設への入浴割引券を配布するべきではないかということで、お伺いいたします。

今回行われた議員選挙で村内を歩きましたが、多くの村民から様々な意見をいただきました。一番多く聞かれた意見としては日帰り入浴施設の再開でした。ちゃぼランド西郷が閉鎖されてから4年目になります。再開を期待していましたが、受け入れる業者も見つからず、再開のめどが立っていないのが現状です。ちゃぼランド西郷の現状と今後の対応、さらには日帰り入浴施設の整備について村長はどのように考えているのか、まずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 藤田議員のご質問にお答えいたします。

ちゃぼランド西郷が令和2年に中止になりました。一生懸命努力しましたがけれども、老朽化、そして受け入れる業者がないということで現在に至っております。そんな中で、今議員がお話しされました日帰り入浴再開の期待があるということでありますので、今回の補正予算の中で温水資源調査をしながら、それに基づいて、もし温泉が出るのであれば、入浴施設も考えていきたいということでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の再質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 再質問いたします。

今、村長答弁ではもうちやぼランド西郷は閉鎖すると。今議会の補正予算で温水資源調査事業として1,430万円ほど予算が計上されていますが、この目的として、公共施設等において地域資源の有効活用を図るための温水資源の調査を行うとなっておりますが、先ほど村長は入浴施設も考えていると言ったんですが、具体的に何に利用する目的で最初は考えていたのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 12番藤田議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正予算で計上しております温水資源調査事業の目的でございますが、西郷村民屋内プールは電気ボイラーにより加温しているため、電気代の高騰の影響もあって、電気料金が令和4年度で約2,200万円であり、うち電気ボイラーとしての使用料金は半分程度と見込んでおりますが、令和3年度と比較しますと、約1.3倍になっております。さらに、令和3年度と5年度の4月から8月を比較しますと、約1.5倍になっている状況です。国は9月分までとしていました電気ガス補助金の支給を10月以降も継続する方針を表明しましたが、電気料金高騰の長期化が懸念されているところです。このため、村の地域資源である温水資源を社会体育施設等に持続的に活用を図り、経費を削減することを目的に、温水資源の可能性について調査を実施したいと考えております。

調査の内容としましては、村民屋内プールから保健福祉センター周辺について、自然放射能探査等の物理探査を行い、断層や地質構造等について調査いたします。

今回は、事前調査となりますので、今後の掘削等につきましては、この調査結果を参考に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今の課長の答弁では、村民屋内プールの電気代がかさんでこれを解消していきたいと。今後も電気代がかさむことが予想されるということで、村民屋内プールの電気代のためにこの調査をするんだということですが、先ほど村長は答弁しましたが、これは日帰り温泉施設も視野に入れているという認識でよろしいのでしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

温泉施設、入浴施設を視野に入れているかということでありまして、今回調査する目的は先ほど担当課長が述べたとおりでございます。また日帰り入浴施設についてはさきの定例会でほかの議員からもご意見をいただきました。また、令和6年度から令和8年度を計画期間とした西郷村第10次高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定の際に実施したアンケート調査においても、温泉施設を望む声が数多く寄せられました。村民、そして議員の皆様方からのご意見を踏まえまして、この温水資源の調査結果になりますけれども、財源等も含め、できれば健康増進、福祉の向上、集いの広場を考えると、温泉施設も考えていきたいという考えであります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 温泉施設も考えていきたいということで、理解します。

温泉が出るか出ないかは掘ってみないと分からないと思いますが、場所的には村内の中心部ということで、当然今言われた温水プールにも利用でき、周りにはデイサービス、さらには、来年4月からオープンする予定の特別養護老人ホームに温泉を売ることも可能なのかなと思いますけれども、その辺まで拡大してやはり考えていったほうがいいのかと思います。

これについては村長が実施していくと、そういう方向でやっていきたいということなんで、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、村では村民に対して村内温泉施設へのプレミアム入浴券を発行してきました。ちゃぼランド西郷を運営しているときには、高齢者の健康増進の目的で入湯税だけで入浴できていました。現在は何の補助も助成ありません。多くの村民から不満の声が上がっています。介護予防や健康増進のために村内の温泉施設への入浴割引券や証明書等の発行など、何らかの対策が必要と思いますが、村長にお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 12番藤田議員のご質問にお答えいたします。

70歳以上の村民に対して、村内温泉施設への入浴割引券を配布するべきと思いますがとのお尋ねでありました。

議員ご指摘のとおり、ちゃぼランド西郷が閉鎖となったことによりまして、高齢者の憩いの場がなくなってしまったとの声が聞こえております。高齢者の健康増進や生きがいがづくり、介護予防へも影響している課題でもあると認識しております。

高齢者の健康増進事業として、70歳以上の高齢者を対象に、令和元年度までちゃぼランド西郷で利用できる温泉助成券を発行しておりました。ちゃぼランド西郷が閉鎖となってからは事業廃止となっているところであります。ただ、民間の温泉施設において事業を実施する際の課題といたしまして、温泉施設側での受入れの体制、請求事務の対応とか本人確認、また事業の内容です。施設によりまして、入浴料金等もばらばらでありまして、また交通手段でございます。デマンド交通では甲子温泉に今行く手だてがないという、そういった課題もございまして、現在は実施に至っておりません。

しかしながら、先ほど村長から答弁ありましたとおり、令和4年度に行った西郷村第10次高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定の際に実施したアンケート調査において、温泉施設を望む声が多く寄せられております。このため入浴割引券の配布につきましては先ほど村長から答弁ありましたとおり、日帰り入浴温泉施設の検討、そういったものと併せて担当課で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 温泉施設は甲子温泉、それには手前のほうにもあぶくま荘、阿武隈の温泉がありますけれども、いろいろ課題があって取り組んでいない。取り組ん

できたんですか。検討してきたんですか。各温泉場に値段も違うし、日帰り入浴の、そういった意味では、今までそういったことをしっかり取り組んできてサービス券というか、入浴割引を出すことができなかったのか。何もしないで、ここまでもう3年たちますけれども、来たのか。その辺のことをもう一度お願いします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田議員のご質問にお答えいたします。

産業振興課でやっていますプレミアム商品券、そういった絡みで高齢者にもそういったことができないかということでいろいろ検討したんですが、受入れ側のほうで、うちのほうでは請求事務の際に、電子決済じゃないとちょっとやりづらいとか、そういった課題がありまして、それでは老人にとって電子決済とかなかなか使いづらいので、ということでちょっといろいろ検討したんですが、まだ実施には至っていないところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 電子決済でやるなんていうところもあるかも分からないと思うんですけれども、村民の方々が日帰り入浴したいということで、村のほうから一生懸命やれば、受け入れてくれる施設もあると思うんですけれども、全てのそういった日帰り入浴的な施設がそういった対応ではないと思うんですけれども、その辺やはりしっかり検討していただきたいと思います。ただ、このままでいったら、いつ日帰り入浴施設ができるかどうか分からないし、温泉掘ってみても出ないという、下まで掘れば出るんだろうけれども、出ない場合もある可能性もあるんで、そうすると今の高齢者の方々は、そういったサービスが受けられないということですとずっと過ごしていらっしゃると思うんです。

だから、できれば全ての施設が駄目だとは言わないんで、村とやはり施設側と相談をして、交通手段とかいろいろあると思いますけれども、今の高齢者の方は結構車自分で運転できるし、デマンド型タクシーなんかもうまく使えば、少しでも入浴可能になると思いますんで、しっかり検討して、早急に実現できるようにしていただきたいと思います。

温泉は、高齢者の介護リスクや認知症リスクを減らす効果があると言われてます。また村民の方々の憩いの場所として、公設の日帰り入浴はどうしても必要です。多くの村民が望んでいます。前向きに検討することを要請しまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、災害防災システムについて伺います。

はじめに、配信システムの現在の接続状況について伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） 12番藤田節夫議員のご質問にお答えいたします。

8月31日現在の@Infocanalの登録状況につきましては、アプリが5,484件、メールが1,075件、電話及びファクスが32件、戸別受信機が1,035件となります。合計しまして7,626件となります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） まずはじめに戸別受信機について伺います。戸別受信機を設置する場合には条件があると思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

戸別受信機の貸付要件につきましては、西郷村災害情報伝達システム戸別受信機の貸付に関する要綱に定められており、その中での貸付対象者は、1つ目としまして西郷村避難行動要支援者名簿等取扱要綱第2条第1項に規定する者が属する世帯、2つ目としまして、生活保護を受給している世帯で必要と認められる世帯、3つ目としまして、公共施設や社会福祉施設等の必要と認められる施設、4つ目としまして土砂災害危険箇所や河川の近くに住宅があり、戸別受信機の設置が必要と判断できる世帯、5つ目としまして世帯全員がスマートフォン・携帯電話を所持しておらず、戸別受信機の設置が必要と認められる世帯、6つ目としましてスマートフォン・携帯電話を所持しているが、キャリアとの契約が理由でアプリやメールを登録することができないなど、特別な理由がある世帯、7つ目としまして世帯の中にスマートフォン・携帯電話を所持している者がいるが、所持者が日中不在となることが多く、情報を受け取ることが困難となる世帯、8つ目としまして施設内部でスマートフォン等の機器を使用することができない企業及び事業所となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 基本的には、スマートフォンを携帯している世帯は戸別受信機を貸与することはしないということですが、当初よりも大分緩和されて、日中高齢者だけになる世帯に対しても戸別受信機を貸し出すことになりました。スマートフォンを持っている方は戸別受信機を設置することはできません。高齢者の方々はスマートフォンを持っていても使い方はほとんど分からないのが現実です。若い人からは詐欺事件に巻き込まれるからスマートフォンに受信があっても出るなど言われ、多くの高齢者はスマートフォンの機能を知らず、知り合いと通話するだけのものとなっております。防災無線の役割を果たしていません。

最近の天候は、異常気象により何が起こるか分かりません。特に高齢者の方々は不安になっています。村民が安心して暮らしていける配慮が必要ではないでしょうか。スマートフォンを持っている世帯、特に高齢者世帯の方々に対して、希望する村民には戸別受信機を配布するべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

運用当初は、貸付対象となります避難行動要支援者が属する世帯や生活保護世帯、公共施設や社会福祉施設、村内の企業等に対しまして貸付希望確認を実施し、希望者に貸付を実施しました。その後、貸付に関する要綱を改正しまして、令和3年9月より日中、独居となり、スマートフォンや携帯電話を所持していないため、情報が取得できない世帯への貸付を実施しております。

村としまして、企画政策課において高齢者向けのスマホ教室を開催し、@ I n f o C a n a lのアプリのインストールから操作説明の実施や防災課で進めております普及促進活動においても同様に、アプリのインストールから操作説明を行っております。スマートフォン及び携帯電話をお持ちの方はアプリの登録にご協力ご活用いただき、貸付けには現行の要綱に沿った形で進めてまいりたいと思っております。また、スマートフォン及び携帯電話をお持ちでない方には、従来どおり戸別受信機の貸付けを行ってまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今の課長のお話では、従来どおりの貸付要綱に沿った形で進めていくということですが、災害など緊急事態発生時において、村民に対して一斉かつ迅速に情報を伝え、村民の命を守ることが一番の使命です。特に弱者に対しては万全な配慮が必要です。早急に対処し、村民の安心を確保するべきだと思います。希望する村民に対しては戸別受信機を貸与すべきと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど課長から、要綱に沿った形での対応ということになっております。しかしながら、災害から村民の生命財産を守ることが大前提でありますので、要綱はありますけれども、要綱に基づいた村民のニーズに応じた柔軟な対応をしていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 要綱に基づいた柔軟な対応となると、要綱がもうスマートフォンを持っている高齢者には戸別受信機は貸出しをしないとなっているんです。それに要綱に基づいてやると、結局もう要するに担当課長も我々だって、高齢者がスマートフォン私使えないんだよねということで相談に来て、要綱に沿ってやったら課長のほうは貸し出すことはできませんと、スマホを持っている。

今、村長が柔軟に対応していきたいということですが、その辺ある程度ははっきりしてもらわないと、課長も貸し出すのに、あの人には貸し出して私には貸し出さないというようなことになるんで、その辺は一線しっかりと明記したほうがいいのかと思うんですけれども、再度お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

課長と私、意見が違うことではありません。課長からすれば、当然要綱があるということ、課長は説明しましたけれども、やはり貸付け要綱の5番にありますように、戸別受信機の設置が必要と認められる世帯、要するに聞き取りです、住民の意見を聞いてどうしてもというときには貸し出しできるということでもあります。先ほどもお話ししましたように、何と言っても村民の生命を守ることが最重要課題でありますので、その辺はお話をしながらしっかり対応していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 要綱を本当は見直すのが一番なのでしょうけれども、住民の意見をよく聞いて対応していきたいということなんで、村民から戸別受信機をつけたいということがあった場合は、無理なくああだこうだ言わないでつけてほしいと思います。じゃないと本当に今、本当に被害というか災害がのべつ幕なく本当にどこで起こるか分からない状況なんで、ぜひお願いしたいと思いますんで、よろしくをお願いします。

それと情報取得にKFB、テレビでKFBのdボタンを押すと、スマホに流れてくるものがぼうっとテレビに出てくるんですけども、村民の方はどのぐらいの人が知っているのか、また広報をどのようにやっているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

テレビのdボタンによるデータ放送は、@InfoCanalで配信していますものと同じものを配信しております。テレビでKFB、福島放送の5チャンネルを選びまして、リモコンのdボタンを押すだけで西郷村が配信する情報を見ることが出来ます。来月号の広報にしごう等でもdボタンの広報をしようとは考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これはテレビだと緊急事態にも対応できるということなんですか。お願いします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

@InfoCanalで配信しております情報がすぐさまテレビのdボタンのほう、KFBの5チャンネルのほうで見ることが出来ますので、@InfoCanalと同じ配信のものがすぐに即座に出てくるようになります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） テレビが、テレビというか、電気が停電した場合はテレビも使えないですね。当然、そういった場合はやはり戸別受信機だと直接来るんで、テレビも緊急時には普通の情報を流すだけだったら、ふだんから見ることはできると思いますけれども、緊急事態のときには、そういった停電のときには対応できないのではないですか。お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

緊急時には、電気が通らない場合は使えなくなってしまいます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） そういうことなんだよね。

高齢者の方は本当にもう電気が消えちゃうと、停電しちゃうと何があったんだろうとまず不安に思うので、そのとき情報入ってこないということになりますんで、ぜひ

その辺も考慮していただいて、戸別受信機希望ある人には設置をお願いしたいと思います。

それと、固定電話に配信している世帯が現在32件ということですが、固定電話には、詐欺まがいの電話が多く、役場から電話で流れるシステムになっていますが、電話で役場からの情報を聞く方がほとんどいないのが現実です。緊急時に対しても電話では対応が遅れます。村民の命を守ることができません。私は令和3年9月定例会でも質問しましたが、そのときの答弁では固定電話へ配信している世帯についても戸別受信機を貸し出すということ、これを検討するという事になっていましたが、これを見ると32件あるということで、その辺は対応していなかったのか、今後どう対応するのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

固定電話へ配信しております世帯につきましても、年々件数的に減少しております。おただしのように、戸別受信機に切り替え、対応するようしていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 年々減っていることですが、おいおい戸別受信機に変えていくということですが、これを機会に、もう僅か32件なんで、要望を聞きながら戸別受信機に変えていくべきだと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

要望を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） じゃ、お願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次に、福祉行政としての3点目として、福祉灯油の助成についてお伺いいたします。

異常な物価高騰はとどまることなく、全てのものが値上がりしています。猛暑による家庭の電気料金や原油の値上がりで、村民の暮らしは大変厳しい状況になっています。特に、高齢者世帯や低所得者世帯の暮らしに大きな影響が出ています。暑い日が続いています。厳しい冬は必ずやってきます。村は一昨年福祉灯油として5,000円給付を実施しました。今年度は2年前に比べ、物価の高騰は比べものにはなりません。村独自の支援が望まれます。村民の生活、暮らしを守るために福祉灯油の助成をすべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

福祉灯油の助成についてのご質問ですが、昨年度につきましては福祉灯油助成という形では助成は行っておりませんが、県の補助を活用し、西郷村緊急生活給付事業として非課税世帯及び均等割のみ世帯に対し、1世帯当たり1万円の給付を行いました。

これは物価高騰により影響を受けている世帯のうち、支援を必要としている世帯、低所得となる世帯への負担軽減を図ることを目的として実施しております。

また、今年度も同様の県補助金を活用し、西郷村緊急生活支援給付事業追加給付として、非課税世帯に対し1世帯当たり6,000円の給付を行うための補正予算を、本定例会に計上させていただいております。

なお、この給付事業は令和5年6月議会にてご議決いただきました西郷村緊急生活支援給付事業に上乘せという形での給付となります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 給付しているということですが、確かに県の補助を受けて村はそれに上乘せをして生活困窮者支援の実施をしたとのことですが、実際には住民税非課税世帯に対して1世帯当たり6,000円の給付が計上されています。県支出金が341万8,000円で、村の支出金が885万8,000円です。1世帯6,000円の給付金では異常な物価高に対して対応することができません。

原油の高騰で、車社会が強いられている村民からは悲鳴の声が聞かれます。村独自として村民の暮らしに対する給付は今やらないでいつやるのかという意見があります。灯油に至っては、福島県内の価格が18リットルで平均2,220円と、前年と同じ時期に比べ256円高騰しています。配達価格は2,375円となっています。まだまだ値上がりすることが予想されます。

急激な物価高騰で、全ての村民が影響を受けています。低所得世帯はもちろんですが、全世帯の支援も考えるべきだと思いますが、村独自の支援を拡大すべきだと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 原油が本当に上がっております。今お話でありましたように、灯油については18リットル2,220円、配達で2,370円ということであります。議員おただしのおり、物価高騰の影響は非課税世帯ばかりでないことは十分認識しております。全村民を給付の対象としたいところではありますが、今回は県の補助事業を活用し実施する事業であり、対象者につきましては、非課税世帯かつ65歳以上高齢者世帯、または障がい者がいる世帯、またはひとり親世帯となっております。村といたしましては、非課税世帯を優先的に支援すべきと考え、この対象者を扶養に取られている世帯を除く非課税世帯全部を対象に拡大しております。

また、先ほど、課長答弁の中で申し上げましたが、令和5年6月議会にてご議決いただいた西郷村緊急生活支援給付事業に上乘せという形での給付となりますので、扶養に取られている世帯を除く非課税世帯全部としております。

なお、全村民または非課税世帯以外の低所得者への支援につきましては、引き続き社会情勢を的確に把握するとともに、国・県の動向を見定め、住民のために必要な支援策の判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国・県の動向を見てやるということですが、それじゃ村

民の生活は守れないと私は思うんです。

後で申しますけれども、今、村には相当財政調整積立基金、それがあります。そういったものを利用して、やはり村独自で村民のために使うべきだと私は思いますので、考えていっていただきたいと思います。

この件については、また後から物価高騰のほうでも出させていただきますので、次の質問に移ります。

次に、物価高騰対策について伺います。

1つ目として、全村民に対して、独自の支援をするべきということで伺います。

円安や原油の高騰で、昨年度から今年度にかけて異常な物価高騰が続いています。今年度に入ってから5月には800品目、6月には3,300品目、今年全体で3万品目が値上がりとなり、値上がり状況は今後もとどまることなく続くことが予想されます。かつてない物価の上昇で実質賃金は落ち込んでいるのが現状です。

物価高騰の影響が大きいのは住民税非課税世帯ではありません。課税世帯の方でも非常に苦しい生活を強いられている実態があります。村独自の支援が必要としています。また、村内の自営業者は燃料費及び光熱費の高騰で資金繰りに苦労している業者もいます。さらには、10月からのインボイス制度の導入で新たに課税業者にならざるを得ない業者もいて、この機会に廃業を考えている方も出てきています。このような状況に対して村独自の支援が必要となっていますが、村長はどのように考えているのか、まずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

昨今の国際情勢に起因する原油価格の高騰や急激な円安により、様々な生活物資や原材料などの価格が上昇しており、国民生活、国民経済に深刻な影響を及ぼしております。国においてはこのような状況において、様々な支援策を講じるとともに、追加の経済対策を進めております。岸田首相も19日に緊急の経済対策をするということで、15兆円から20兆円の指示を出したということも聞いております。それらをよく見極めながら、適時適切に対応していきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国が緊急対策をするということですが、先ほども言いましたけれども、今、村、財政あると思うんですけれども、そういった意味ではやはり村独自の支援が必要だと私は思います。そして、一時的な支援ではなくて、恒常的な支援が求められているのも現実です。

村長は、全ての村民の物価高騰に影響を受けていることは十分理解していると言っていますが、私にはとても理解しているとは思えません。物価高騰の予算ですが、6月の補正予算と9月の今回の補正予算ちょっと調べてみました。子育て、6月の予算では子育て応援臨時給付金事業として5,020万1,000円、これは1人当たり1万5,000円の給付ですが、対象者は3,300人です。それで県支出

金が4,189万5,000円、これが村支出になると800万円なんです。830万6,000円、それと次に緊急生活支援給付事業5,935万3,000円、これは住民税非課税世帯1世帯3万円、1,900世帯、県支出金が4,149万6,000円、村支出が1,785万7,000円、それとこども食堂応援給付金72万円、国・県支出が60万1,000円、村支出が11万9,000円、酪農緊急支援事業、酪農生産世帯、これは1キロ当たりですか、700円で、国・県支出金が605万円、村が120万円、これだけなんです、6月の物価対策支援としては。

今回9月の補正予算では、電気ガス食料品の価格高騰対策事業、これも住民税非課税世帯、先ほど言った6月に対して追加で給付をするということで1世帯当たり6,000円、これが1,227万6,000円、うち国・県支出が341万8,000円、村支出が885万8,000円、子育て応援米支給給付金が1,432万1,000円、これだけなんです。この2つしか9月補正では物価高騰対策として予算を組んでいません。ほとんど国・県の給付金で賄っていると、村の支出は私から言えば僅かな支出しかなくなっているのが現実ではないのでしょうか。

先ほども述べましたけれども、村では財政調整積立基金が現在33億5,214万7,000円あります。これ毎年もうこの財政調整積立基金に積み込まれているんです。だから増え続けているんです。今回の補正でも2億7,772万2,000円が財政調整基金に組み込まれました。私は今村民が相当苦しんでいる中で預金するのではなく、村民に還元するのが一番の施策ではないかと思えますけれども、この財調にこれだけの、村民が苦しい中でこれだけ財調に基金を持っているというのはいかがなものかなと思えますけれども、村長はこの辺どのように思っているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 12番藤田節夫議員のご質問にお答えします。

9月補正で計上しました財政調整積立基金の積立てにつきましては、地方財政法第7条で、前年決算の2分の1以上を、翌々年度までに、基金に積み立てるか起債の繰上償還の財源としなければならないと定められているものですから、9月補正で令和4年度の歳計剰余金を全額歳入に計上しまして、ルール分として積立金として一時的に計上するもので、積んだ後についてはまた何にどう使うかは自由な資金となっております。9月補正で計上しました財政調整積立基金の計上の目的はそういったものでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 私もその辺は理解しているつもりです。

2億7,700万円は2分の1は基金に入れなさいということなんですけれども、基金に一度入れても構わないと思うんですけれども、これはすぐ基金から繰り入れることも可能なわけですよ、一度基金に入れておけば。なおかつこの33億5,000万円というお金を基金として今持っているべきなのかと。国の臨時交付金

でやっていると思うんですけども、対応していると思うんですけども、村は足りない分を組み入れて村予算で運営していると思うんですけども、今の時期こんなに財調があつていいのか。私は村民に還元するべきだと強く思いますけれども、この辺はどういうお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 12番藤田節夫議員の質問にお答えいたします。

まず、財調の前年決算で約33億円ございますが、まず当初予算で学校給食センターの完成完了払いのために約7億円ほど、繰入金として当初予算に計上されております。ですので、それを差し引くと今現在、6月補正でも約9,000万円ほどの繰入れの予算を計上しておりますので、合わせると6月補正現在では約26億円と、そこに今回の9月補正でルール分の2億7,700万円を足しまして今、9月補正可決後で仮定すると約28億円の残高となる予定です。

どのぐらいの財政調整積立基金を積み立てておくべきかという、それは明確に法律ではないんですが、国からの通知では、普通交付税が算定の際に出る標準財政規模の2割程度の残高があることが望ましいという一応基準は、県のほうで示してしていますので、令和5年度の西郷村の標準財政規模が約60億円なので、2割と言いますと約12億円以上程度はあることが望ましいと。

そうすると、またそれ以上で14億ほど多いんじゃないかとお話になりますが、これにつきましてはもうこの五、六年ほど前から計画されています新庁舎整備事業等々に対応するために毎年積立てを重ねてきた結果の残高でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 標準財政規模、これの10%ではなかったのかなと私は思うんですけども、20%ですか。了解しました。

あと、新庁舎に充てるというのはこれはまた別問題で、少しは充てるでしょうけれども、この10億円を充てるために財調を積んでいるわけではないわけです、計画しているわけだから。そんなことを言ったらもう財調なんか、もう普通の何かあった場合に使えなくなっちゃうわけです、緊急時に。だから、そういった意味ではこういったお金を今使うべきだと、村民に対して還元するべきだということを申し上げておきたいと思います。

私だったら、年越し基金として村民に1人ずつ幾らとか給付するとか、そのぐらい温かい気持ちをやはり行政というか、村長にはお願いをしておきたいと思います。

それと、地方創生臨時交付金が国のほうから出ていると思うんですけども、この状況について、利用状況についてと、あと残高があるのかどうかについて、まずお伺いします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 12番藤田議員のご質問にお答えいたします。

これまでの地方創生臨時交付金を活用した事業でございますが、まず福祉分野にお

きましては福祉灯油購入費助成のほか、子育て世帯支援給付金や生活支援給付金、子育て世帯住民税非課税世帯などを対象としました給付金を支給しております。

また、教育分野では学校給食費の物価高騰分に対する補助、産業分野では中小企業者原油価格高騰対策事業や肥料高騰緊急対策事業などにより、村内事業者や農業者の支援を実施しております。

さらに、今年度でございますが、西郷村緊急生活支援給付事業で電力ガス食品等の価格高騰により生活に影響を受けている世帯のうち住民税非課税世帯等に対し、負担軽減を図ることを目的に、1世帯当たり3万円を給付し、西郷子育て応援臨時給付事業では、生活に影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、ゼロ歳から高校3年生までを対象に1人当たり1万5,000円の給付を行います。

また、こども食堂応援給付金事業では、食費等の物価高騰に直面しているこども食堂を応援する団体を支援するため、1団体当たり年額最大で24万円を補助し、西郷村酪農緊急支援対策事業では、酪農経営の支援を図るため、生乳生産1トン当たり700円の補助を行っております。

臨時交付金につきましては、今年度はその4事業で活用しておりますので、未活用の計画はございません。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、12番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩といたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 地方創生臨時交付金、これはもうみんな使い果たしてないということで理解してよろしいんでしょうか。（不規則発言あり）分かりました。ないということで理解しました。地方創生臨時交付金がなくなると、もう村民への支援はなくなるということでもいいんですか。国からの次の交付金が出るまで、そう理解してよろしいんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

国の地方創生臨時交付金はなくなりましたが、先ほど申し上げましたように、物価高騰を起因とする経済対策ということで国は考えておりますので、それらをしっかり見極めて村としてできることをやっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） だから、それも国が物価高騰対策として次打ち出さだろうとい

うことで、それを待っているという態勢なんですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 国の政策もそうですけれども、いろいろ村民の意見を聞きながら、要望を聞きながら、村としてそれに頼らずにできることは随時やっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今は本当に緊急事態で、村民はガソリン代から大変なんです、今。村長はそこで歩いてくるから、あまり感じないとは思いますが、毎日毎日仕事で使って、燃料はもう1円上がるたびに上がった、下がったと、これが話題になっていますんで、ぜひそういった面も含めて、今危機的状態、何度も言いますが、なんで、ぜひ財調まだ使い道あると思いますんで、ぜひそういった意味では村民の命を守るという立場で今後ともいろいろ政策を練っていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、もう時間もあれなんで、続きまして、物価高騰対策の2つ目として、保育料と副食費の負担軽減についてということで伺います。

物価高騰対策として全国の自治体では独自の支援をしています。保育料の完全無償化については6月議会で一般質問しましたが、財政捻出を含め、協議を進めるとのことでした。子どもを産み育てることは大変な労力と出費がかさみます。この数年は新型コロナや異常な物価の高騰で大変な思いをしながら子育てをしています。

6月議会では財政等で検討したいとのことであるが、ある自治体では物価高騰の影響を受けている子育て世帯を応援するための対策として、2か月分の保育料と副食費等の臨時特別措置として負担を軽減しているところもあります。

村としても、物価が落ち着く期間の、いつまでになったら落ち着くか、ちょっと私も分からないんですけども、取りあえず子育て世帯の軽減措置として、保育料なり副食費を1か月なり2か月分軽減するというような対策を取るべきだと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

保育料、副食費等の1か月、2か月の軽減ということでもありますけれども、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を応援するための対策として、保育料、副食費の保護者負担ということでもありますけれども、村としては物価高騰の中で子育て世帯には何が必要なのかを検討し、国主導で実施しました低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、児童1人に対し5万円の給付に加え、5万円の給付対象とならない児童1人に対して、西郷子育て応援臨時給付金として1万5,000円の給付を実施しているところでもあります。もちろんこれだけでは十分であるとは言えません。さらに何が必要なのかを子どもや子育て世帯の意見を十分聞きながら、子育て支援に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 意見を十分に聞きながらということですがけれども、ほとんどの人はやってもらったら助かるんです、これは。これは当然の話で、十分に話を聞いていないということなんじゃないかなと私は思うんですけれども、課長、ちなみにこの1か月分の保育料と副食費、幾らぐらいかかるんでしょうか。年間のあれは前回聞きましたんで、1か月分は幾らぐらいかかるんですか。教えてください。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12番藤田節夫議員の質問にお答えいたします。

今現在、資料を見ている分に関しましては1か月分の算出している金額はちょっと把握しておりませんので、申し訳ありません。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 分かりました。

前回聞いたときは、年6,040万円、年間、それをお聞きしていたんですけれども、月幾らになるのかなと思って、月どのぐらいだか、12で割ればいい話なのかなと思うけれども、そのぐらいの1か月、2か月分ぐらいは村として本当に支援しても不思議じゃないのかなと思います。

時間もないので、次へいきます。

次に、次も同じようなことですがけれども、児童クラブの保護者負担の軽減についてということで、今児童クラブの利用料金はまずはじめに幾らなのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

村において設置運営をしている4つの児童館、児童クラブの利用料金等に関するご質問でした。

まず、児童クラブ一月の利用料金は児童1人当たり3,000円、おやつ代は2,000円となります。また、夏休み、冬休み期間中の利用料金も同額となり、夏休み、冬休み期間中のおやつ代につきましては、児童クラブごとに若干の金額の変動がある場合もございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） この4つの児童クラブの中での利用料金の、使用料、これは1か月分どくぐらいになるんですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 児童クラブの一月の保護者負担額になりますが、村において設置運営をしている4つの児童館、児童クラブの実施登録については月ごとに前後しますので、令和5年3月時点の登録者においてお答えさせていただきます。

4つの児童館、児童クラブの一月の利用者負担額として約120万円、おやつ代として約80万円、合わせて約200万円を保護者の方にご負担いただいております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これも年間にすると大変なお金になると思うんで、こういった

物価が急上昇している今はやはり村長はその辺も考えて、僅か120万円という状況なので、これは1か月分だもの、おやつ代はしようがないとしても、この利用料だけでも本当は補助してあげれば大変楽になるのかなと思いますんで、ぜひその辺も考えていただきたいと思います。

このような物価高騰の中、保育料や児童クラブの保護者負担軽減はもちろん、原油価格や物価高騰に直面する事業者等への支援、農業施設としてビニールハウスなどへの燃料費の補助、灯油、ガソリン券の配布、上下水道の基本料金の軽減、全村民を対象とした商品券の配布など、様々な支援が各地で実施されております。村としても異次元の物価高を緊急事態として認識をし、基金をためるのではなく、村民の生活を守るべき支援が必要と思いますけれども、村長に最後、この件についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

物価高騰、私も十分認識しておりまして、今後状況がどうなるか、先ほど来言っておりますけれども、国の動向をしっかりと見極め、国ばかりじゃなくて、村民の声をよく聞きながら、様々な支援を随時やっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 緊急事態なんで、今が、本当に国の動向もあるけれども、まず村民の声を聞いて村政をやっていただきたいと思います。

それでは、最後にマイナンバーカードについてお伺いいたします。

政府は健康保険証を来年秋に廃止をし、マイナンバーカードに一本化すると言っています。既に実施されているマイナ保険証で様々なトラブルや情報漏えいなどが起きていますが、村長はこのことについてどのように認識をしているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） マイナンバーカードについて、どのような見解を持っているかということでありましてけれども、国は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平、公正な社会の実現をマイナンバー制度の目的とし、マイナンバーカードを普及させ、行政サービスのデジタル化の促進を図っております。

また、令和5年6月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和6年秋から健康保険証は廃止され、原則マイナ保険証に一本化されます。マイナンバーカードと健康保険証を一本化する目的は、マイナンバーカード1枚で受診していただくことで、健康、医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けていただけることが可能となることなどあります。

一方でマイナンバー制度をめぐるまはしては、口座情報の誤登録や保険証の資格情報、年金情報、障害者手帳情報で別人の情報とひもづけられる事案が発覚し、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に不安を感じていらっしゃる方も多いのではないかと

認識しております。政府は、国民の信頼回復に向けてマイナンバーのひもづけ誤りに関する総点検を11月までに完了することとしており、ひもづけ誤りの再発防止に向けて、総点検の過程で明らかになった現場の作業実態を踏まえ、照合ミスの起きないよう登録に係る横断的なガイドラインを策定し、その徹底を図るとしています。

なお、本村におきましては、現在のところ、報道にあるようなトラブルの報告はありません。いずれにいたしましても、世界的なDX推進の流れの中、マイナンバーカードの普及促進と制度の信頼確保に努めていきたいと思っております。

令和6年秋の健康保険証の廃止に向けたプロセスにおいて、村民の皆さんが不安を感じることはないよう、丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 認識はしているが、令和6年秋の廃止に向け、村民の不安に感じることがないように丁寧な情報提供に努めていくとのことですが、マイナ保険証はこれまで別人の医療情報を誤登録された事例が7,000件以上発覚しています。河野太郎デジタル大臣も、健康に被害が及べば深刻なトラブルと国会でも答弁しています。また、特別養護老人ホームなど施設入居者の方々のマイナ保険証の申請、保管を誰がするのか。政府から具体的な方策はいまだに示されておらず、未解決のままになっています。このままでは高齢者や介護高齢者、障がい者など、弱い立場の人々を取り残すことになります。

次に、マイナンバーカードの申請状況についてまず、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） マイナンバーカードの申請状況のご質問でございますが、令和5年8月31日現在の申請件数は1万7,528件、申請率は86.3%になっております。

なお、総務省におきまして、令和5年6月より死亡などの廃止を除いたマイナンバーカードの保有状況を発表しております。それによりますと、令和5年8月末の保有状況は西郷村の人口2万3,177人に対し保有累計1万5,026件、保有率は74.0%となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今の答弁ですと、西郷村の申請件数が1万7,528件、申請率は86.3%、受け取りに来ない人がそのうち330人いる。申請はしたものの、受け取りに来ていない人が330人いるということで理解しますが、この総務省の発表で西郷村の保有累計が1万5,026件、保有率が74%ということですが、この違いはどういうことなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） ご質問にお答えいたします。

申請というのは、西郷村の村民が最初の頃から申請をしているいわゆる累計になっております。再交付も含めて全て申請とカウントしておりますので、数的には大分多

くなっているのかなと思います。反しまして保有状況は今現在マイナンバーカードとして活用できている、そういった方の件数になってございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） じゃ、これはカードを持っている人とひもづけでやっているということは違うんですね。分かりました。

この330人、申請したにもかかわらず受け取りに来ていない方は約330人いるということですが、こういったことはマイナポイントを申請してもマイナポイントを取りに来ていないということで、理解してよろしいんですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

マイナンバーカードを申請して、役場のほうから、できました、取りに来てくださいというようなお葉書をお出しします。それにもかかわらずまだ役場のほうに取りに来ていない。そういった方が330件、330枚村のほうで保有をしているということです。

したがって、マイナンバーカードをお持ちでない方については、マイナポイントを付与することが村においても個人においてもできませんので、その方々はマイナポイントのひもづけ作業はしていないのかなと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これはマイナポイントをひもづけして申請するというわけではなくて、マイナンバーカードを申請してそれで取りに来ていないということになるんですね。ほかにもマイナポイントをひもづけして申請してまだ来ていないという方も相当いると思うんですけれども、その辺は把握していないですか。分かりました。

このマイナポイント締切りが9月末となっていますけれども、なかなか取りに来ていない人が相当全国にいるみたいなので、この辺の対応もお願いしたいと思います。

マイナンバーカードを保険証にひもづけしている状況について伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

マイナンバーカードと保険証のひもづけの件でございます。村では、国民健康保険と後期高齢者医療保険のみの把握となっております。まず、国民健康保険につきましては、被保険者3,712人のうち保険証利用申込者数は2,203人で、割合は59.3%となっております。また、後期高齢者医療につきましては、被保険者2,511人のうち保険証利用申込者数は1,336人で、割合は53.1%となっております。

なお、デジタル庁におきまして9月8日現在の全国のマイナンバーカードと保険証をひもづけている人の割合を発表してございます。9月8日現在、割合は70.1%となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国保だけ的人数でしょうけれども、村としても相当な数の人た

ちが保険証にひもづけしていないという状況ですが、これはやはり高齢者の方が多いのですか。状況、分かればお示してください。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） マイナンバーカードそのものをお持ちでない方は80歳以上の方が比較的多く、お持ちでない方が多くいらっしゃいますので、マイナンバーカード自体を持っていないということがマイナ保険証のひもづけもしていらっしゃらないのかなというところがございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） その辺は了解しました。

次に、2024年秋、来年秋、保険証を廃止することですが、今まで使用してきた紙の保険証はなくなるということで理解してよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 令和6年秋の健康保険証廃止についてのご質問でございました。

先ほど、村長が申し上げましたように、令和5年6月9日に交付されましたマイナンバー法等の一部改正法により、令和6年秋に健康保険証を廃止することが決まっております。ただし、法施行日は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲で政令で定める日となっておりますので、来年秋の具体的な期日についてはまだ決まっておりません。施行日が最も遅い場合は令和6年12月8日となります。

また、改正法の施行時点で有効な保険証は、その時点から最長1年間使用することができる経過措置が設けられています。本村では毎年10月1日国民健康保険証を更新しておりますので、仮に施行日が10月2日移行であれば、来年は通常の紙の保険証を1年間の有効期限で交付することになります。

なお、仮に法施行日が令和6年10月1日以前の場合は、従来の紙の保険証は公布せず、マイナ保険証を保有していない方に対しては当面の間資格確認証を申請によらず交付することとなります。

また、マイナ保険証を保有している方で申請により資格確認書を交付された要介護高齢者や障がい者等の要配慮者については、継続的に必要と認められる場合、更新時に本人の申請によらず、資格確認証を交付することが可能となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） マイナ保険証がない方には、期日はいつが実施するかというのは政府の発表で分からないんですけども、いずれにしても資格確認証発行することですけれども、これは今までの紙の保険証でありますと、1年に1回、自宅とか個人に郵送されてくるんですけども、資格確認証についても各個人個人に郵送されてくるのでしょうか、お伺いします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

基本、マイナンバーカードを保有していらっしゃらないマイナ保険証をお持ちでない方に対しては、申請しなくても、村のほうから自動的にご自宅のほうに送りなさいということが、国のほうで決められております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今、村民が一番心配しているというか、保険証なくなっちゃったらどうなるんだろう。それで今、テレビなんかでは来年の秋には保険証を廃止するという報道が先走りしています。本当に高齢者含め村民の方々はそのいった点が一番不安に思っていますんで、できれば、村としてそういったお知らせをやっていかないと、本当に混乱している状況なんで、その辺はお願いしたいと思います。

まだまだいっぱいたくさんあるんですけども、私から最後に、このマイナンバーカードに対して私の意見を言わせてもらえば、マイナンバーカードによるトラブルは後を絶ちません。連日のトラブルでマイナンバーカードを返納する動きも出てきています。また、あるアンケートでは、現在の保険証を廃止してマイナ保険証に一本化することに関しては、延期か中止を求める声が72.1%、活用の拡大やトラブルへの不安が71.6%となっています。また、マイナ保険証トラブルと保険証廃止に関しては、各新聞社の社説でも、見直しは今からでも遅くはない、これは読売新聞、マイナ保険証一本化許さぬ、朝日新聞、混乱続くマイナンバーカード拙速、立ち止まるべきだ、毎日新聞、普及優先見直すべきだ、産経新聞、少なくとも現行の保険証は維持すべき、東京新聞など、政治的な立場を超えて、一度立ち止まるよう警鐘を鳴らしています。

また、マイナンバーカードは作りたい人が作る。あくまで任意です。今後も強制することがないようにしていただきたいと思います。

村として、2024年秋の保険証廃止はやめ、一旦運用を止めて問題を検証するように国に求めるべきだと思いますが、最後に村長の意見を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

いろいろ社説のお話しされました。そんな中で保険証の廃止等いろいろありますけれども、村民の皆さんが不安に感じることがないように、丁寧な情報提供に努めてまいります。村としても国民皆保険制度の根幹でもある健康保険証の交付手続きにつきましては、マイナ保険証や資格確認書に変更したとしても、その考え方は変わらないものと受け止めております。国民健康保険の被保険者の皆さんが、医療機関で診療がしっかり受けられることは保険者としての基本的な責務でありますので、引き続きその責務を果たしていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 時間が過ぎました。資格確認証、各個人に郵送されるということで安心をしたところですけども、ぜひこの情報を本当に村民に伝えてほしいと思いますんで、よろしく申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の一般質問は終了しました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 一般質問の途中ですが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 議長より申し上げます。

14番大石雪雄君が所用のため退席しておりますので、ご報告いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、通告第2、1番小澤佑太君の一般質問を許します。1番小澤佑太君。

◇1番 小澤佑太君

- 1.メガソーラー事業について
- 2.子育て支援について
- 3.新型コロナワクチン接種について

○1番（小澤佑太君） 1番、参政党の小澤佑太です。通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、メガソーラー事業について伺います。

メガソーラー事業では、事業者が収益を目的に発電事業を行う一方で、農地や森林がその代償に失われ、景観の悪化や災害、土壌汚染や地域の安全性が懸念されますが、村内のメガソーラー施設の現状と今後の方針について伺います。

まず1つ目に、村内のメガソーラー設置面積について伺います。村議会の議事録等拝見しますと、過去複数の議員からも同様の一般質問がなされているようですが、西郷村の住民は太陽光発電がどのように計画され、どのように進んでいるのかを知りません。一部の村民からは太陽光発電事業により災害の心配や景観悪化を嘆く声が聞こえております。ただ、メガソーラー事業にもメリットはあり、土地や太陽光パネルなどの資産に課税される固定資産税が入ること、また一時的な雇用の創出が見込まれることではないかと思いますが、その反面、農地や森林開発などにより、大雨時における災害を誘発したり、大規模な木々の伐採などによる景観の悪化などがあります。

そこで、西郷村内で現時点における太陽光発電事業の実施者のうち、いわゆるメガソーラー事業を行っている事業者がどのぐらいいて、またどのぐらいの面積を太陽光発電事業として実施しているのか、伺います。

具体的には、それぞれの事業者の開発面積がどのぐらいあるか。また総面積がどのぐらいあるかについて伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 1番小澤佑太議員のご質問にお答えいたします。

メガソーラー事業者が村内で実施している太陽光発電設備事業のうち、既に発電を開始している事業者数と面積及び現在開発中の事業者数と面積の件につきましては、令和5年9月現在、村が把握しております太陽光発電事業者のうち、発電規模が1か所当たり1メガワット以上のメガソーラー事業者で、既に造成や太陽光パネルを設置するなどの行為が完了している事業者は12社ございます。その合計面積は305.51ヘクタールでございます。また、現在、開発中の事業者は2社ございまして、その面積は635.59ヘクタールでございます。そのほか、協議中など現在計画中の事業者は2社ございまして、面積は19.87ヘクタールでございます。合計いたしまして、ご質問いただいた西郷村内において現在事業を開始している事業者は計16社でございます。また、その総面積は960.97ヘクタールでございます。以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君の再質問を許します。小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 総面積が約960ヘクタールとのことでしたので、東京ドームに

換算しますと、東京ドーム1つ当たり約4.6ヘクタールですので、東京ドーム約200個分となると思います。このように広大な太陽光発電事業が西郷村内において実施されていることが分かったところで、次の質問に移ります。

太陽光発電設備の廃棄等企業積立制度について質問いたします。

国の資源エネルギー庁は2021年より、太陽光発電事業が終了した後、太陽光発電の解体や撤去に伴い発生する廃棄物の処理等に係る費用について、発電事業者などに対して廃棄物費用の算定額の積立てを行うよう義務化しました。このことは西郷村内におきましても、将来太陽光発電事業が終了したり頓挫した場合に備えるという意味において、大変重要な制度であると私も認識しております。西郷村で太陽光発電事業を行っている事業者において、国の太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度に従って積立てを行っていることを村が把握しているかについて伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の件につきましては、国から2020年に示されました再生エネルギー電気利用の促進に関する特別措置法及び2018年4月には資源エネルギー庁により事業用太陽光発電設備の廃棄費用の積立てを、またただいまご質疑いただきましたとおり、2021年9月に事業ガイドライン太陽光の遵守事項としまして、事業計画策定時におきましては廃棄等費用の算定額と、その積立計画を記載することとなりました。

また、再生エネルギー特別措置法施行規則に基づく定期報告におきまして、運転開始後に積立ての進捗状況を報告することが事業者に対して義務付けられております。一方、村におきましても、令和2年6月に制定しました西郷村村の自然環境と再生エネルギー関連事業との調和に関する条例に加えまして、令和2年6月以降につきましては西郷村太陽光発電設備設置事業指導要綱を改正制定しまして、関係各課との開発に係る協議を行うよう指導するとともに、その届けに必要な書類としまして、太陽光発電の廃棄等費用の積立てに関する資料の一部として資料の提出を求めまして、事業者から提出された申請書が積立制度に基づいた計画になっているのかの確認作業を行っているところでございます。

なお、国の積立制度が制定される以前に設置した一定規模の太陽光発電事業につきましても、国の積立制度の対象となっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） ただ、村の要綱などの決まり事ができる前に事業を開始した太陽光発電事業者に関しては、積立て資料の提出がなされていない事業者もあると思いますので、今後それらの事業者に対しましても村は確認作業を行っていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

メガソーラー事業による太陽光発電事業は非常に多くの土地を開発するわけですか

ら、当然広範囲の山林伐採や整地などが行われます。このことにより、本来山が持っている保水力を減少させたり、軟弱な地盤を露出させる可能性が十分考えられます。昨今のゲリラ豪雨など、いつどのような災害が西郷村において発生してもおかしくない状況の中で、例えばメガソーラーの敷地で水害が発生した場合には、太陽光パネルからの漏電による感電事故や化学物質による土壌汚染などが考えられます。また、地盤そのものの流出や土地の崩落などは、メガソーラーの敷地にとどまらず、近隣住民への被害も懸念されます。さらに、景観の悪化も無視できない問題だと考えています。いくら民間事業者の行う事業活動と言えども、西郷村におきましては様々な懸念があり、多くの住民も望んでいない太陽光発電事業は、もうこれ以上西郷村に造ってほしくない気持ちは村長も同じではないかと推測いたします。

そこで、ノーモアメガソーラー宣言について村長にお伺いいたします。

福島県内の市町村のうち、大玉村は大規模太陽光発電所と大玉村の自然環境保全との調和に関する宣言を令和元年6月に、そしてつい先月福島市はノーモアメガソーラー宣言を令和5年8月に行っています。いずれの宣言も、山の保水機能に対する懸念や土砂災害が発生する可能性など、住民の安心・安全に直接影響を与えるおそれについて述べられています。また、先人が培ってきた自然景観を将来へと引き継ぐ意味においても重要な課題だと思います。西郷村においても村長はこれらの市町村と同様に、日本国内の太陽光発電を企画する事業者に対する意思表示として、西郷村にはもう太陽光発電事業は望まないのだと、西郷村ノーモアメガソーラー宣言を行うお気持ちがあるかどうかについてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 小澤議員の一般質問にお答えいたします。

冒頭から、いろいろお話しされました。太陽光発電のメリット・デメリットというお話ありました。確かに2050年カーボンニュートラルそして再生可能エネルギー、これも進めなきゃなりません。一方で税込、雇用、そういうのも生まれますし、また景観、森林伐採、水源の保有、そういった心配もあります。私も議員と同じ考えであります。そんな中で、おただしのノーモアメガソーラー宣言でありますけれども、西郷村では福島県で2番目に、関連条例である西郷村の自然環境と再生エネルギー関連事業との調和に関する条例を制定し、事業者に対しまして条例に基づいた指導をしております。森林の伐採や用地の造成による災害発生などの懸念があり、自然環境に恵まれている西郷村の景観が損なわれるメガソーラーを、村としてもこれ以上新たに望まない思いは議員と同様であります。

過去、ほかの議員からのおただしに対しまして、私も答弁の中に、もう西郷村はこれ以上の山林を切り開くような大規模メガソーラーは必要ないと申し上げたこともございます。現在もこの気持ちには変わりありません。村として、ノーモアメガソーラー宣言という意思表示ではなく、実質的に、西郷村の自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例に基づき、住環境を守り調和を目指した指導の強化をしてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） ありがとうございます。

メガソーラー事業の新設に反対の立場を明確にさせていただけたと思います。

今回は、東京ドーム200個分のメガソーラーという設置面積は分かり、これ以上設置についてはもういいでしょうという思いは皆さん同じだと思います。同時に、このような大規模なメガソーラーが存在する以上、近隣住民の安全性を最優先に考え、西郷村が適切な指導や監視を行っていただきたいと思います。

さらに、外国資本の参入により、国民が負担する賦課金で外国企業が利益を上げ、自然環境や水源地が破壊されるなど、あまりにも理不尽な仕組みになっていますので、今後も村民の意思を尊重していただきたいと切に願い、メガソーラー事業についての質問を終わり、次の質問に移ります。

次に、子育て支援について伺います。

約30年間所得が上がらない中で、相次ぐ増税や物価上昇が起きており、これに対処するためには子育て世帯への一時的ではなく、中長期的な支援が必要です。給食費の無償化が実現されたことは、子育て支援に非常に前向きな一歩だとは思いますが、今後の子育て支援について伺います。

まず1つ目に、3歳未満の保育料の無償化について伺います。この件に関しては先ほどの12番議員と内容がかぶりますが、今回改めて私からも3歳未満児の保育料の無償化について伺います。

第2回定例会時の執行部から答弁で、令和4年度のゼロ歳から2歳児までの保育料の収入総額は約4,900万円、3歳から5歳児までの副食費の収入額は約1,180万円、合計で約6,080万円との内容でした。これは約6,000万円程度村が負担をすれば3歳未満の保育料が無償化できるということでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 1 番小澤佑太議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、保育料に関しましては、国が定める保育料の基準額がございます。市町村はこの基準額を限度として保育料を設定することとなります。しかし、ほとんどの市町村は世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、国が定める基準額より低く設定しています。西郷村の保育料についても同様に低く設定しております。このように、市町村は国が定める基準額までに保育料を設定できることとなっておりますが、低く設定するということはそこに差が発生するということとなります。その差額分については市町村が軽減しているということになります。無償化を実施するには、現在ご負担いただいている保育料のほかに、村が負担している部分があるということを申し上げさせていただきます。

さらに、保育料に関しましては、世帯の村民税所得割の額に応じてどの階層の保育料になるかわ変わってきますので、年度ごとに収入額は異なることとなります。令和4年度の収入総額は保育料、副食費合わせて約6,000万円程度となっております。

が、令和5年度の収入総額は前後することとなります。3歳未満児の保育料の無償化に関するご質問ですが、保育料の無償化を実施するためには、議員おただしのおり、令和4年度であれば、約6,000万円の収入分を村が公費で負担することができれば、無償化ができるということになります。ただし、保育園に関しては全ての家庭が利用しているというわけではないため、利用されていない方には不平等となる可能性があります。保育料の無償化を行うためには、不平等とならないように、在宅で子どもを見ている家庭に対しても何らかの支援が必要となります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 再質問します。

ただいまの答弁で、在宅にて子どもを見ている家庭にも何かしらの支援を実施しなければ、不平等になるとのことでしたので、在宅にて子どもを見ている家庭が保育園を希望しないのは、どのような理由があるかをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

在宅にてお子様を見られている家庭が保育園を希望しない理由に関するご質問ですが、理由といたしましては、1つ目に、保育園を利用するための要件を満たさないことが上げられます。保育園の利用は原則保護者等が就労していることが必要となりますので、それを満たさないため、希望されない家庭があると考えます。2つ目に、保育園に預けずに、自分で子どもを見たいという家庭です。3つ目に、保育園を希望しているが、待機となっている家庭です。このほかにも理由はあると思いますが、主にはこれらになると考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） ただいまの答弁ですと、待機となっている家庭以外は保育園の利用を希望していない、希望する必要がない家庭であると考えます。確かに、待機となっている家庭に対しては、無償化した場合、何かしらの支援をしなければ不平等になると思いますが、希望していない家庭に対してまで支援する必要があるかどうかについては疑問があります。逆に待機者と希望していない家庭に同じ支援をした場合、待機者に不平等になるのではないかと考えます。

このようなことから、待機となっている家庭に対して何かしらの支援を実施すれば、不平等ではなくなり、必要とする費用も抑えられ、保育料の無償化も進めやすくなると思います。村はどのように考えているか、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

保育園を希望して待機となっている家庭と、希望していない家庭については議員ご指摘のように違いがあります。しかし、保育サービスにつきましては、ほかに一時的保育事業があります。これは在宅にてお子様を見られている家庭で、保護者の就労、疾病やリフレッシュなどの理由で緊急的、一時的に保育園を利用することができるサービスとなります。保育料が無償化となれば、一時的保育事業に関しても併せて無償

化する必要があると考えます。

一方で、このサービスは保育園を希望していない家庭も利用する可能性がございますので、サービスを利用した家庭、利用しない家庭で不平等となるのではないかと考えます。これらのことから、村といたしましては、保育料無償化を実施する場合、在宅にてお子様を見られている全家庭に対して、何らかの支援が必要であると考えます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 確かに、一時的保育事業の利用は、保育園を希望していない家庭でも利用できるという部分においては、多少の不平等はあると認識いたしました。

一時的保育事業について伺いますが、過去の利用実績と金額はどのようになっているか、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

はじめに、一時的保育事業に関しては、村内の保育園全てで実施しているわけではありません。このサービスを実施するには、基準に適合した保育士の配置が必要となるため、実施できる園とできない園がございます。現在、村内の保育園ではまきば保育園とくまっこ保育園の2園で実施しております。また、このサービスも希望した方全員が利用できるものではなく、利用できる人数に上限があります。この部分も不平等となります。

一時的保育事業の過去の利用実績と金額に関するご質問ですが、一時的保育事業の利用実績と金額につきましては、令和2年度まきば保育園は延べ人数で519名、3歳以上123名、3歳未満396名、利用金額は約75万6,000円となります。くまっこ保育園は延べ人数497名、3歳以上71名、3歳未満426名、利用金額は約75万2,000円となります。令和3年度まきば保育園は延べ人数274名、全て3歳未満児となります。利用金額は約43万3,000円となります。くまっこ保育園は延べ人数385名、全て3歳未満児となります。利用金額は61万6,000円となります。令和4年度まきば保育園は延べ人数467名、全て3歳未満児となります。利用金額は約74万7,000円となります。くまっこ保育園は延べ人数257名、3歳未満235名、3歳以上22名、利用金額は約35万3,000円となります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） ただいまの一時的保育事業の利用実績に関する答弁ですと、令和4年度の実績が合計で約110万円かかっているとのことでした。保育料約6,000万円に一時保育で約110万円、在宅で子どもを見ている家庭への支援、これらを村が負担できれば保育料の完全無償化ができるということです。

最後に、村長に伺いますが、保育料の無償化について、今現在、どのように考えていられるか、お伺いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員おただしのように、保育料約6,000万円、一時保育110万円、在宅で子どもを見ている家庭への支援を村が負担することができれば、保育料の完全無償化が図れ、子育て世帯の負担軽減につながると考えられます。しかし約6,000万円の保育料の収入がなくなり、さらに在宅で子どもを見ている家庭への支援を実施すると、年間1億円を超える村の負担が出てくることとなります。これはなかなか負担できる金額ではありませんし、直ちに実施できるものではありません。村としても子育て政策に力を注いでいきたいと考えておりますが、ほかに解決しなければならない課題も山積しておりますので、国・県の動向を見定め、最善と判断した場合には進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） ありがとうございます。

年間約1億円を超える村の負担と言われますと、給食費の無償化が実現したばかりですので、ぐうの音も出ないところではあります。ただ一つ、無償化の大前提として、子育て世帯もただ受け取るだけではなく、その支援を受けているということ意識して、できる限り村内で支出を検討することが重要だと思っております。例えばふだんの買物や外食を村内で行うことで、お金が村内で循環して、子育て世帯にばかり支援しているように見られますが、そのお金がさらにまた別の誰かに届くとなれば、1億円の出費も、形を変えて別の誰かを支援していることにつながってくるのではないかと思いますので、3歳未満の保育料を無償化することで約200世帯の保護者負担が減った結果、そこを起点に支援が広がっていくことも含めて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

補助教材費について伺います。

まずは、確認も含めて補助教材費が何に使われているか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 1番小澤議員の一般質問にお答えいたします。

補助教材費につきまして何に使われているかというご質問でございますが、小中学校で集金している保護者負担金は、PTA会費、学級費、生徒会費、修学旅行費等があり、補助教材は教科書以外で使うドリルや理科の観察セット、実技や実習で使用する教材等になります。これらの補助教材費を保護者の皆様に負担していただいているところでございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 再質問します。

保護者が負担している補助教材費、いわゆる集金です。月5,000円程度払っていて、親の立場からすると毎月毎月大変なんです。現在は保護者が集金袋にお金を入れ、子どもが集金袋で持っていきます。特に、小学校低学年の児童が現金を取り扱うこと、また児童を介して現金の受渡しをするリスク等もあると思っておりますが、この点に関して伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、児童生徒を介して学校、保護者間で現金の受渡しをしております。現金の入れ違いや紛失等のリスクがございます。また、現金を準備しなければならぬ等の負担をかけている面もございます。これらの問題に対応すべく学校では口座振替の利用など、リスクの軽減や利便性の向上を図っていく取組を現在進めているところでございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） では、それらの補助教材費をほかの市町村はどうしているのか。

給食費も無償化になり、子育て支援に力を入れていただいているのは実感しますが、補助教材費の無償化は検討されているか、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

補助教材費でありますけれども、県内のほとんどの市町村は保護者の方にご負担をいただいております。議員おっしゃられましたように、本年度より給食費の無償化など子育て支援の拡充を図っているところでございます。そんな中で補助教材費の無償化については、近隣市町村の動向を注視しながら、引き続き保護者の皆様には実費負担を賜りたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） ありがとうございます。

保護者負担について、親の立場から言えば、義務教育期間中に必要な教材については、国や自治体が負担してほしいと思うところであります。

ある自治体では、保護者費用負担軽減事業として、学用品などのリサイクルや共同利用をしている自治体もあります。また、ドリルに関しましても、今はタブレットが支給されていますので、やり方によってはほかの代替手段があると思います。保護者の金銭的負担をできるだけ軽減する方向で進めることが、現在の課題であることをお伝えし、次の質問に移りたいと思います。

次に、ファミリーサポート事業について伺います。

保育サービスには、一時的保育事業があり、保育園を利用していない家庭についても緊急的な場合やリフレッシュを目的とした一時的な利用が可能であると答弁が先ほどありましたが、現在はまきば保育園とくまっこ保育園のみの実施で、利用できる人数も上限があるため、希望者全員が利用できるわけではないとのことでしたので、改めて一時的保育事業とはどのような事業なのか、教えてください。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 1番小澤佑太議員のご質問にお答えいたします。

一時的保育事業の内容に関するご質問ですが、この事業は西郷村一時的保育事業実施要綱、西郷村一時的保育事業費用徴収条例、西郷村一時的保育事業費用徴収条例施行規則に基づき実施しております。事業の内容といたしましては、1つ目が非定期型

的保育サービス事業で、保護者の就労形態等により、家庭における保育が継続的に困難となる児童に対し、原則的として週3回を限度に保育するものです。2つ目が、緊急保育サービス事業で保護者の疾病、入院等により、緊急、一時的に保育を必要とする児童に対し、原則として1か月以内を限度に保育するものです。3つ目が私的理由による保育サービス事業で、保護者の育児に伴う心理的肉体的負担を解消するため、村長が児童の一時的保育が必要と認めた場合に、原則として1週間を限度として保育するものです。

なお、対象児童は村内に住所を有する児童及び満1歳に達しない児童を除き、就学前の児童が対象となります。利用定員については要綱上は1日おおむね12名以内となっておりますが、受入れ児童の年齢により、保育士配置及び保育室のスペースが異なりますので、12名まで預かれないのが現状です。保育時間は午前8時半から午後5時までとなります。利用の申請については利用する前日までに申請が必要です。利用料金は3歳未満児が1日1,600円、3歳以上児が1日1,000円となります。ただいま申し上げた内容はまきば保育園で実施している事業内容となります。くまっこ保育園で実施している事業の内容に関しましては少し異なりますので、よろしくお願いいたします。

一時的保育事業の内容に関しては以上となります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 再質問します。

ただいまの答弁で、1日おおむね12名以内、場合によってはもう少し少ない、また利用するためには前日までの申請が必要であるとのことで、これでは預けられる人数が少ないと思います。この事業以外にも民間も入れて、村内で一時的に預かれる事業、例えばファミリーサポート事業のような事業を実施しているところはあるか、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

一時的保育事業以外の預かり事業に関するご質問ですが、実施場所が近隣市町村となりますが、子育て短期支援事業などを実施している施設はございます。しかし、現時点においては、村内にはございません。また、村内のファミリーサポートセンターに関しましては、村の委託事業として西郷村社会福祉協議会において事業実施をしておりますが、スタッフ不足などの理由から機能していないのが実情であります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 村内には一時的に預かりができる施設がほかにないとのことでしたが、私は保護者の負担軽減をするためにはもっと必要であると考えています。さらに、予約が不要で、利用したいときに利用できる施設が必要であると思っています。また、スタッフが不足するというのであれば、様々な経験をされている元気な高齢者の方々にお問い合わせできれば解決すると思いますが、利用したいときに利用できる一時的な預かり施設の整備について、村長はどのように考えているか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、利用したいときにすぐ利用できる預かり施設は必要であると私も認識しております。しかし、利用したいときに利用できるという仕組みは非常に難しいと考えます。預かる側も預かる子どもの情報の把握が必要ですし、事業を実施する場合も、施設の面積によって定員の設定が必要となります。加えてスタッフの問題もあります。子育て支援のためには、利用したいときに利用できる預かり施設は先ほども申しあげましたように、必要と感じておりますが、クリアしなければならない課題がたくさんあります。

現時点においては、現在実施されている保育園での一時的保育事業や子育て短期支援事業などを活用していただきながら、子育てを頑張っている保護者のためにも、社会福祉協議会で実施しているファミリーサポート事業をより機能させるなど、子育て世帯への支援の充実が図れるよう村として取り組んでまいります。

さらに、今後、この取組により、子供たちの成長に夢と希望を与え、お父さん、お母さんが心にゆとりを持ち、子どもを安心して産み育てられる西郷村を目指してまいります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） ありがとうございます。

村長のおっしゃるとおり、利用したいときに利用できる仕組みは非常に難しいと思いますが、子育て中にトラブルやアクシデントが急に発生することはよくあります。ワンオペやシングルの方は特に急に時間的な自由が必要になることがありますし、身近に預けられる人がいない場合計り知れないストレスが発生して、心に余裕が持てなくなることもあります。結局、こうしたストレスが児童虐待やネグレクトの原因にもつながる可能性があるため、大規模な事業ではなく、例えば文化センターで子どもを預かる方を募り、当日預かってほしい方が来たら希望時間に子どもを預かるなど、テスト運用を行い、需要の程度を調査することは検討していただければと思います。

というのも、乳幼児を育てている家庭では、夜間の睡眠が確保できないことが多く、不眠で育児している場合も多いので、その睡眠時間ぐらいいかに確保してあげたいという思いでこの質問をしています。私も夜勤で帰ってきて寝ていたら、あなたは自分の時間があっていいわねと皮肉を言われた経験もあります。こうした状況は離婚の原因にもなり得るため、ファミリーサポート事業がこれからの問題を解決できる可能性を秘めていると考え、今後の課題として検討していただきたいということをお伝えして、子育て支援についての質問を終わります。

次の質問に移りたいと思います。

最後に新型コロナウイルスワクチンについて伺います。

9月20日から始まった新型コロナウイルスワクチンの秋冬接種について、当村の公式ウェブサイトにはワクチン接種に関する情報は掲載されていますが、現在分かっているメッセンジャーRNAワクチンによる副反応や後遺症の実態を判断材料になる

ように提示して、村民が適切な判断を行えるように十分な情報提供が必要だと考えています。

令和5年5月8日に新型コロナウイルスはウイルス変異を繰り返し、弱毒化の傾向も見られ、重症化するケースが減少していることから、感染症の位置づけが変更され、5類感染症に移行しました。一方で、ワクチン接種による副反応や後遺症が日々増加しているにもかかわらず、その因果関係を不明と判断するなど、多くの国民が苦しんでいます。ワクチン接種率やマスク使用率が世界一であるにもかかわらず、日本は新型コロナ感染率も世界一であるのも事実です。この状況下で、厚生労働省は小児ワクチン接種を推奨とし、対象年齢を生後6か月以上としています。そもそも治験中で中長期的な副反応、後遺症も確認されていないメッセンジャーRNAワクチンを、感染しても極めてリスクの低い子どもに接種する理由はどこにあるのかも、疑問ではあります。西郷村の子どもたちの健康と命を守るために新型コロナウイルスワクチンの接種について伺います。

まず、1つ目にメッセンジャーRNAワクチンのリスクについて伺います。

新型コロナウイルスワクチン接種はあくまで個人の判断ですが、適切な判断をするには正しい判断材料が必要です。メッセンジャーRNAワクチンのリスクの情報提供は適切であるか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 1番小澤議員のご質問にお答えいたします。

ただいまメッセンジャーRNAワクチンのリスクということでございました。メッセンジャーRNAワクチンは新しいワクチン技術ですが、これまで臨床試験を行い、多くの人々に効果があるとされ、使用されていると認識しております。

一方、全ての医薬品やワクチンと同様に、特定のリスクや副反応があるのも事実でございまして。アレルギー反応といたしまして、特にひどいものとしましては重度のアレルギー反応、アナフィラキシー、まれですが絶対ないとは言い切れません。また、副反応といたしまして、一般的な副反応には接種部位のはれ、痛み、発赤、発熱、倦怠感、頭痛などが含まれます。これらの症状は通常軽度で一時的であり、通常は数日で自然に改善するとされております。また、ごくまれにメッセンジャーRNAワクチンを接種した人々で血栓症や出血障害、こういったものが報告されております。

中長期的なメッセンジャーRNAワクチンの安全性については、まだ完全には明らかになっていません。しかし、これまでのデータからは、一般的にワクチンの副反応やリスクは接種後数週間から数か月以内に現れる傾向があるため、長期的な深刻なリスクがあるとは考えにくいとされております。しかしながら、ワクチン接種によるものと思われる後遺症で悩んでいる方もおられると認識しております。

体内にワクチンという異物を接種するわけですから、こういったリスクを理解した上で接種されることが望ましいと考えております。ワクチンの接種については、あくまで個人の判断により接種可能となりますので、リスクについての情報提供をまめに行いまして、接種する上での判断材料となるよう努めていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 既に、秋冬用のワクチン接種は始まってしまいましたが、ホームページなど可能な限り早急に対応していただきたいと思います。厚生労働省のほうでもワクチン接種後の死亡者や副反応、健康被害などの報告者の情報を出していますので、このあたりはホームページに載せていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

新型コロナワクチン接種の接種券の配布についてです。ワクチン接種は個人の判断というのであれば、接種券は希望者のみに配布したほうがいいのかと思いますが、どのようにお考えか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 質問にお答えいたします。

各自治体、様々な方法で接種券の配布については行っていると思われれます。当村の接種券の配布についてでございますけれども、秋冬接種対象者の接種券の配布ですが、前回のワクチンを接種している方にのみ発送いたします。65歳以上の高齢者と基礎疾患のある方4,920人中3,350人、小児5歳から11歳524人中150人には、9月8日から12日に発送しております。12歳から64歳の対象の方1万1,783人中約6,000人につきましては、10月以降に発送を予定しております。乳幼児6か月から4歳の接種券の発送ですが、9月末日で6か月に到達する方が42人います。乳幼児の初回接種は通常3週間の間隔を置いて2回、その後8週間以上の間隔を置いて1回接種し、計3回で初回が完了となるため、令和6年3月末までに完了することを考えますと、10月初旬には接種券の発送をしないと、接種を希望する方は間に合わない可能性があるために、接種券を発送させていただいて、希望する方には予約をして接種をしていただきたいと考えております。

また、乳幼児で初回接種を完了している者が60人います。この60名につきましては、追加接種の希望を取り、希望者のみに接種券の発送をしたいと考えております。なお、接種券発送の際にはワクチンの説明書を同封し、ワクチンの効果や注意事項、副反応や健康被害救済制度に関する情報について周知したいと思っております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 何度も言いますが、ワクチン接種は個人の判断です。であるならば、接種券を配布ではなく、申込み制に変更したほうが良いと思います。子どもたちは自身の意思でワクチンの接種の判断を下すことができません。特に初めての子どもを持つ親であれば、生後僅か6か月しかたっていない状況で、初回接種が完了するまでに、いつまでに打たないといけないと言われると、さらにプレッシャーとなり適切な判断が難しくなる可能性があります。そのため、接種券と同時に、ワクチン接種に関するリスク、副反応、後遺症についての情報を提供し、村民が適切な判断をするための環境を整えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

当村において、ワクチン接種後の副反応、後遺症の調査を行っているか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

新型コロナワクチン接種後の副反応、後遺症調査についてであります。村独自のワクチン接種後の副反応、後遺症調査は行っておりません。接種後に起こりやすい副反応については個人差があると考えますが、通常起こり得る反応と捉え、ワクチン接種時に説明しており、接種日に痛み、疲労、頭痛、筋肉痛、発熱等は数日で消失する旨を説明しており、その都度相談等にも対応しております。

今までに、ワクチンの健康被害救済の申請が2件あり、令和4年1月に国への進達をしております。2件とも健康被害救済の認定が令和5年3月に認められたところがあります。給付内容としましては、有期間の認定で、認定された症状のみの医療費と医療手当の給付が1件、入院治療期間中の医療費、医療手当の給付が1件となっております。新型コロナワクチン関連で、8月21日時点での国の健康被害救済認定者は死亡事例での救済が156件、その他救済の対象と認定された3,810件となっております。審議対象者として受理されている件数は8,554件となっております。村としましては、今後もワクチンの接種においてリスクについての情報提供もしっかり行い、副反応等の相談には丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 質問の前に、14番大石議員が戻りましたので、ご報告いたします。1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 実際に健康被害救済の申請が認定されているとのことですので、子どもたちの未来を守る観点からも、今後は保護者が適切な判断を行えるよう充実した情報提供をお願いしたいと思います。

また、子どもの健康と命を守れるのは大人だけですので、個人の判断でワクチン接種を行ったとしても、その後の経過や健康被害について、村としても十分注意深く監視していただきたいと申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 一般質問の途中ではありますが、これより午後2時15分まで休憩いたします。

（午後1時55分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時15分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、通告第3、11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

◇ 11番 鈴木勝久君

1. 西郷村議会議員選挙の総括と村民の要望について
2. 真船地区の盛土問題について

○ 11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず第1に、西郷村議会議員選挙の総括と村民の要望についてでございます。

(1)でございますが、これは今回の村議選の投票について伺いますということです。今年の村議選、大変暑い中で公示され、5日間の戦いとなりましたけれども、今回統一地方選で各行政区でも選挙が行われ、投票率が大幅全国的というか、県南地区でも大幅下がってきている。それを総括してこの原因、どういうところにあるか、改めて執行部に聞きたいと思っておりますけれども、今回の選挙戦を通じて、西郷村も相当投票率下がっております。投票率の下がったその原因も含めて総括についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

まず、7月30日に執行されました西郷村議会議員一般選挙の投票率でございますけれども、全体で50.14%、4年前が54.38%でございましたので、4ポイントほど下回る結果となりました。また、年代別に投票率を見ますと、10代が26.9%、同じく20代が26.9%、30代が33.6%、40代が44.0%、50代が54.2%、60代が67.7%、70代が71.2%となり、西郷村におけるこれまでの選挙や全国的な傾向と同じく、年代が若いほど投票率が低いような状態になっております。

投票率が低下している原因ですけれども、西郷村に限ったことではなく、全国的な問題になっているところでございます。公益財団法人明るい選挙推進協会が令和3年10月31日に執行された衆議院議員総選挙に関して行った意識調査によると、投票に行かなかった理由として選挙にあまり関心がなかったから30.2%、適当な候補者も政党もなかったから23.9%、政策などの違いが分からなかったから19.6%、仕事があったから19.3%、体調が優れなかったから16.6%、私1人が投票しなくても同じだから14.8%、選挙で政治はよくならないと思ったから14.5%などという結果になっております。

総じて見ますと、政治的関心、投票に関する義務感が薄いことが投票率の低下につながっていると言えらると思っておりますが、先日執行されました西郷村議会議員選挙に関しましても、同じように政治的関心、投票に対する義務感が薄いことが理由として上げられるのではないかとこのように分析をしているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の再質問を許します。11番鈴木勝久君。

○ 11番（鈴木勝久君） いつも、選挙上がりに私質問するんです。その選挙後に村含め、選挙管理委員会、投票率を上げるためのいろいろ政策を打ってきたと思うんですけれども、今回西郷村でこの投票率を上げるために、今回の選挙についてはどのような努

力というか、どのように選挙率を上げるための工夫をなされたか、その辺教えていただけますか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今回の選挙に限らず、選挙啓発について力を入れてやってまいったところがございます。また、広報紙等での情報発信なども実施しているところがございます。

また、今回の村議選で、村議選としては初めて選挙公報の配布を実施させていただいたところがございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 西郷村も今回50%ということで、半数の人が選挙に行かなかった。

続いてなんですけれども、民主主義の崩壊というキーワードが出ると思うんですけれども、どうも国民の方、村民の方、主権者意識がないんじゃないか、そういう私は思うんです。それで、以前は、国のほうの話なんですけれども、教育でこちらのほうでやっていただかないと、意識が、関心がないとか、そういう問題じゃなくて、主権的意識、主権者の意識、これが相当希薄になっていると思うんです。私が調べたところによりますと、2016年18歳に引き下げた若年層の主権者意識を醸成しようと思って、令和4年度から高校生必修科目で公民で主権者教育というのをやっていると思うんですけれども、この近郊、西白河郡の学校で主権者教育というのをやっていたらしゃるか、その辺は認識されているでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

大変申し訳ないんですけれども、把握しておりません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これは非常に大切なことでございます。関心とかそういうのも必要なんだろうけれども、あとNHK調査だと、さっき言った誰にも入れる人がいない。入れる候補者がいないという、そういう問題が大変多いというのも聞いていましたけれども、ただ選挙に行く私たちが、それも法律で、義務じゃなくて権利を行使しなきゃならないという部分も含めて、非常に選挙に行くということは大変大事なんだということを、特に私たちは今村に関わっていますけれども、村民にもっと広めていただきたいと思います。

(2)にいけます。今後の対応ということなんですけれども、投票率を上げていただくために、村は今後どのような対応をするかということでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

政治的関心、投票に対する義務感を改善するためには、やはり選挙啓発が一番重要になってくるというふうに思っております。このため、従来どおり、広報紙やチラシ

内容について確認をいたしますが、再質問から休憩の前までの部分を取り消すということによろしいですね。

おはかりします。

申出のとおり、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり取り消すことに決定いたしました。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。11番鈴木勝久君。

○11番(鈴木勝久君) 皆様にはご迷惑かけました。

続きまして、それでは改めて第3の質問に移らせていただきます。

今回、村議選で私も西郷一円回らせていただいて、いろいろの方にいろんな話をお聞きしたり、質問されたりしておりました。今回出してきたものには、午前中に質問しました12番議員とかぶる部分がございますけれども、私も改めてそのことについてお話というか、質問させていただきたいと思います。

まず第1に防災無線、一番先に12番議員が質問しました防災無線でございますけれども、私も聞いていて、これは特にご高齢者の方、そのご高齢者の方々から大変多くいまだにまだつけてもらっていないのかと思うほど、無線、戸別受信機、つけていただいている高齢者の方がいらっしゃいました。これは3回ぐらい私も質問して、その都度特に防災課の方々が広報等々、あと区長さん含めて何回もそういう要請をしていただいた。それは分かりますけれども、いまだにそういう需要、村民の方々からつけていただきたいという需要がありますけれども、その辺の受付け状況とその受け付けた人がなぜつけてもらえなかったのか、その辺の理由というのがありますか。教えていただきたいと思います。

○議長(真船正晃君) 防災課長。

○防災課長(和知正道君) 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの12番藤田節夫議員の一般質問でもお答えしましたとおり、戸別受信機の貸付け要件につきましては西郷村災害情報伝達システム戸別受信機の貸付けに関する要綱に定めておりますので、村ではこの要綱に沿った形で貸し出し、スマートフォンをお持ちの方にはアプリのインストールにご協力をいただきまして運用してまいりたいと思っております。

受付に際し、村民の方と協議はいたしますが、スマートフォン等をお持ちの方に関しましては、できるだけアプリのインストールをしていただく、ご協力いただくということでご理解をいただいていると思っております。

○議長(真船正晃君) 11番鈴木勝久君。

○11番(鈴木勝久君) 12番議員のとき聞いたお話です。貸付け要綱、これは誰が決めたんですか。村長はこのときも言っていました。村民の声を聞いて安全・安心にという部分でお話しされています。この貸付け要綱、どういう基準で誰が決めたんですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

導入の際、戸別受信機、このアプリの導入の際に決めたものだと思います。（不規則発言あり）防災課のほうで決めたものだと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、初めは9億7,000万円予算つけて全戸数に配布するというので決まったんです。それで議会の承認も得て始まった仕事で、そちらで勝手に減らしていったんです。これは何回もお話ししている話なんです。要は執行部のそっち側のあれで決まった話なんです、この要綱というのは、議会は全戸数に前回と同じように配ってください。配りたいですから、これだけの予算ください。議会では分かりました。じゃ、情報というのは大変必要な大事なものですから、そうしてくださいと9億円の予算を賛成したんです。あとはそちら側が決めたんでしょう、この要綱は。これでいまだに村民が困っているんです。私のほうには3,000円出すからもらえないかという人が多いんです。3,000円ってわかりますか。白河市はそれでやっているんです。全戸数に3,000円を行政に支払えば、黙ってつけてくれるんです。

今、この災害にも付随しますけれども、情報が非常に大切なんです。テレビの情報と、ここから流す情報は全然違うんです。ここは1キロメッシュとか何とかメッシュでやっています。この地域に地方に、この間の9月の最初の頃に雨降りましたよね、51ミリ、緊急に土砂また羽太のほうで被害出たんですけれども、ああいう情報はその地域じゃないと聞けないんです。だから非常に安全・安心というか、村長がおっしゃった村民の生命、財産、ここに相当この情報が入るか入らないかで一喜一憂というか、命も取られる可能性があるんです。それで住民の方は私は欲しいと言っているのにもかかわらず、この要綱を盾にそれをのんでくれない。どういうことなんですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

この導入につきましては、当初全戸という話もありました。でもスタートはいつでもどこでも誰もがスマートフォンで聞ける、見られる、そういう情報の提供をしようということで、できるだけそちらに移行しようということで、貸出しについてはその意向の下に要綱をつくって現在に至っているところであります。

先ほど私も申し上げましたとおり、年寄りの方がどうしても欲しいというときには面談しながら貸す方向で柔軟にというのが、そういうことで、どうしても欲しいという方には貸出ししていこうかという考えで、柔軟にというお話をさせていただきましたので、要綱は要綱、スタートの時点のそういう思うがありますので、それも含めていただきたいと思っておりますし、またそればかりじゃありません。議員おっしゃるように、多重なんです。dボタンも必要ですし、あらゆる手だて、新たな機種も生まれるかと思っておりますけれども、それもスピーディーに対応していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かります。

ただ、私たちが歩いていて、現実、生の声でつけてほしいという要望が強いんです。だから柔軟に対応していただいているのは分かりますけれども、今回もう直近です、7月30日、ちょっと前時点でそういう声が聞こえてきている。私も3件聞きましたから。ですから、まだまだその需要がここに届いていないんです、村民で欲しいという方の。そこを何とかしてくださいということなんです。

だって、これは何年もたっていますよね。それでまだ欲しいという声が出てきているんですから、柔軟というよりも欲しいと言った方にはどうなんですか、村長、欲しいと要望した人には、その方々は私に言ったのは、お金を出してもつけてくれないですかという、その切なる要望です。ですから、その辺のことで今回これから聞く、特に高齢者の方が本当に今テレビでいろいろな災害のことで情報を素早く取れ、そういうお話をしているんでぜひとも、取る手段がないと思うんです、その方々の、そういうふうに通じているんですから。私ばかりじゃないでしょう、12番議員もそういうふうにおっしゃっているということは、複数の人がそういう話をしているんです。ですから、そういう方にはつけてくれると約束してください。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員のおっしゃること、十分理解しておりますので、個別対応でしっかり住民の意思に沿った対応をしていきたいと思えます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、よろしく願いいたします。村長の今お話聞きましたんで、よろしく願いいたします。

じゃ、2)にいけます。公共交通の不便さについて。

これも、今回村民の方々から、まず80歳の壁みたいなところがあるんです。80歳過ぎて免許返納しようかしないかという問題と、あと免許返納です。それとこの公共交通がマッチしてなくて不便だという部分があって、なかなか80歳になって返納が増えているにもかかわらず、使い勝手が悪い。

現に使っている方のお話も聞きますと、特に病院関係でございます。これは執行部も認識していると思えますけれども、行く時間は予約できるというんです、病院に行く時間は。ただ帰りの時間が混んでいる場合が多くて、帰りの時間が設定できないと、いつもどおりに予約、帰る時間を設定して、たまたま緊急の外来が入ったとか、その日は休み前で混んでいたとかで、1時間とか30分とかざらに待たされるんです。余裕見て取っていても、そういうふうに通じるときがある。

ある村民の方は、タクシーの運転手さんに怒られたと言うんです。いつまで待たせているんだという。これ聞いてびっくりしたのと怒りを覚えたのと2つあったんです。そのまま私は、タクシーの会社に乗らなうと思ったぐらい嫌だったんです。お客さんを恫喝したんですから、いつまで待たせるんだと、こういう口調でおっしゃったんで、その村民の方は怖くて次に予約できないと。だから娘さんを頼んで帰りは来ても

らうようにしたと。ただ、娘さんもパートやっていて、なかなか勝手利かないんで、どうしようかなと、こういうお話もございました。

この辺は、担当課は重々聞いていらっしゃると思うんですけども、今後の対策、これどのように解決していこうと思っているのか、その辺お聞きいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 11番鈴木議員のご質問にお答えします。

帰りの便の不便さということでの意見だったと思うんですが、事前予約の際に帰りの便も併せて予約されている方であれば、利用日の当日に予約した便に間に合わない判断された時点で、なるべく早く予約専用番号に連絡をいただきますと、予約していた便より後発の便へ変更することができます。

この帰りの予約変更につきましては、令和3年10月の有償化時点から対応させていただいており、既に活用されている方もいらっしゃいますが、ご意見があったということは周知が不十分であったと認識しております。今後、改めて分かりやすく周知を図るとともに、利用者アンケートを実施し、利用者のニーズを酌み上げ、利用しやすいデマンド交通となるよう、運用の変更等を図っていきたいというふうに考えています。

なお、令和5年10月からは運行間隔を30分間に縮めまして運行する予定でございますので、これにより予約変更後の待ち時間についても現在よりも短くなるため、利用者の利便性は向上するものと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 予約変更というのができるということだったんですけども、たしかその方は知っていなかったということですね。じゃ、それは周知徹底が必要だと思いますけれども。

ただ、私も以前、デマンドタクシーの運行計画というのを見せていただいたんですけども、そこはちょっとというのが引っかかっていたんです。当日できないかというのは以前も言ったと思うんですけども、予約も必要なんですけれども、免許返納した方々は当日急に用事があったとか、当日急に具合悪くなったとか、当日に用事のために、銀行でも構わない、病院だから病院の話をしますけれども、病院のどこどこに行きたいというのが当日もあると思うんです。その辺の臨機応変というのは今考えていらっしゃるのか。当日に行きたい人の要求、これはこの計画の中には書いていないですよ、デマンド型タクシーに関しては。そこまでいくと、もっと利便性が上がるんじゃないかと思うのと、もう一つ言いますと、これも以前に言いましたけれども、じゃそれを1つ、当日はどうなんだというのを、それをこれからやっていただけないかという問題なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 11番鈴木議員のご質問にお答えします。

当日の予約というのは今は現在は対応しておりません。それは前日までに予約いただいて、運行計画というものをつくりまして、乗合いで運行しているものですから、

当日は今のところは対応していないという状況でございます。

当日の予約に対応するには、もうちょっと台数とか、いろいろなところを見直していかないと対応できませんので、そこは今後検討はしていきたいというふうには考えているところです。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それはタクシーの運行会社から言われたお話ですね。村民の方々から言われているのは、私は今言ったのは村民の方々の声なんです。今、担当課長がおっしゃったのは、タクシー会社のお話です。私たちはどっちを向いて政治していけばいいんでしょう。

一般のタクシーは、その日に電話すれば来ていただけるんです。料金体系が全然違うというんだったら話分かりますけれども、タクシーを使っている以上、一般のお客様はその日に電話してその日にタクシーが来てくれる。その日というより、もう30分以内ぐらいで来てくれる。これは村民からの要望というか、村民が利用する場合はデマンドタクシー使っていなかったらそういう要望でタクシーは来ます。

そこで問題なのは、デマンドタクシーで呼ぶ料金と一般の方が当日呼ぶ料金、これは違いがあるんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 鈴木議員の一般質問にお答えします。

デマンド交通の料金とタクシーの料金につきましては、これはまるきり違うものになります。デマンド交通につきましては料金は決まっております、距離に応じて変わるようなことはございませんので、一定額を頂いております。（不規則発言あり）委託の料金ということですか。

デマンドの委託料は当然お支払いをしておりますが、それはタクシーの運賃を積算しております、それでお支払いをしているというところです。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ちょっと意味誤解して取ったと思うんですけども、例えば役場から白河厚生病院に行きます。ここからだとも2,900円かかったとします。タクシーを一般の方が頼んだ場合。デマンド型で頼む場合、その当然利用者に関しては料金は変わらないですね、300円の利用料金でご利用できるんですけども、合計で払っているタクシー会社に払っている料金、これは変わるんですかという話です。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 11番鈴木議員のご質問にお答えいたします。

村が支払っております委託料につきましては実費になりますので、当然乗った分の料金は支払っております。ただ乗合いになりますので、通常タクシーですと乗合いにはなりませんので、一人で行く分というふうになります、村のデマンド交通は乗合いでそこは支払っているというような状況です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ですから、払っている金是一緒なんですよね、発生している金

は。ですから、私から言えばもっとタクシー側寄りじゃなくて、利用する村民寄りになって考えていただきたいというお話でございます。その辺を後で改良していただいて、今後の改定というか、改正によりよい村民の方が利用しやすいように作り替えていってほしい。

もう一つ、いつも言っているのが、利用者に対してのアンケート、意見なんです。私のもとからずっと言っているのは、利用しない人の意見を聞いてほしいと言っていたんです。こういうサービスがあるのに、なぜ利用しないんだ、この意見も本当は聞いてほしかったんです。というのはそんなに利用数が増えているわけじゃないんです。相当便利なのとか、リーズナブルなのとか、本当にいいシステムなんです。特に我らの羽太地区の真名子とか川谷地区の皆様からすると、相当な村で頑張ってくれた金額で使わせていただいて、特に高齢者の方にとっては相当ありがたい制度なんです。ですけども、それをなぜ、こんなに便利で安く利用できるのに、便利ではないですけども、不便で安く利用できるのに使わないか。これは利用しない方にもこれから聞いていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

先ほども述べましたが、今後、利用者も含め、アンケート調査というのは実施しておりますので、総合計画などをつくるときに、そういったところの声も聞けるようなアンケートを実施していきたいというふうに考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、これもよろしくお願いします。村民の生の声ですから、直近の声ですから、よろしくお願いします。

続きまして、白河羽鳥線と広域農道の交差点に信号をつけてほしいというこの要望ですけども、議長、広域農道、これはちょっと間違っています、村道5189号線の間違いです。村道5189号の交差点でございます。

これ、7月中に一度事故がありまして、ドクターヘリが羽太小学校に降り立った件がありまして、また9月の初旬にまた地元の方が同じ事故が起きて、1か月置きぐらいで2回ぐらい、8月でしたか、ちょっとその忘れたんですけども、短い時間に相当の大きな事故が立て続けに起きました。

これはもう10年近くなるんですけども、前からここでは毎年もうブレーキ、両方なし、ドーン、これが毎年起こっています。それも大事故です、両方ブレーキかけないんですから。どうも羽鳥線のこの道が狭く見えて、農道5189号線から、大体が郡山から来る車とぶつかるんですけども、あとはこちら側、羽鳥の上から来る、見通しは非常に悪いんですけども、どうもそこが相当な事故で今もう何十件という確率で起きています。

これは、見守り隊とか交通安全何とかかんとかとか、いろんなところでずっと要望しているんです。あと警察にも要望しているし、ただ、道というか、交差点には色をつけてもらったりなんかしているんですけども、ここは非常に事故が多いんです。

もう上羽太、虫笠、真名子の方が何人に一人ぐらいの割でここで惨事に遭遇しています。ですから、ここはもう本当に信号をつけていただかないと、非常に危ないところでございます。

ですから、直接は県道なんで、村がどうこうということはないと思うんですけども、早急にこれは強い要望なんです。行政区長も毎年ここは出していると思うんです、要望。ただ、本当に事故が多いんです。犠牲になっているのが、上羽太の方が、犠牲になっている。地元としても本当にこれは今まで我慢していて、行政区長とかみんな動いていたのを知っていたんで、その経緯を見ていたんですけども。

今回に限っては、本当に、こういうところで声を大にして頼まない、もう届かないんじゃないかと思って、こういうふうにしてみましたけれども、この信号をつけていただくというこの要望に対していかがでしょうか。お答えできますか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

県道白河羽鳥線と村道5189号線の交差点に信号機をつけてほしいとの件でございます。

先ほど議員もおっしゃられていました信号機、横断歩道、速度規制等の交通規制標識、標示の全ては全て公安委員会の決定の下、福島県警察本部が設置をしております。そのため、市町村では信号機を含む交通規制標識、標示を設置することはできません。また、村が費用を負担しまして設置することもできないため、村へ設置の要望が申請された場合は、村から警察署へ要望書を提出するようにしております。要望書を提出した後につきましては、警察署及び福島県警察本部において、警察庁が示しております信号機設置の指針に基づき現地調査をいたします。調査後、信号機設置の必要性がありと判断された場合は、公安委員会で設置の決定を行い、設置という流れになっております。

議員から要望のありました白河羽鳥線と村道5189号線の交差点につきましては事故が多い場所であり、今年度も3件の事故が発生しております。村としましても引き続き警察に要望を上げていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 答えはそれしかないんでしょうけれども、信号はどうにかならないと、本当に危ないところなんです。

この後に、5番で学校通学路の問題もあるんですけども、これも含めてこの後もお話ししますが、この県南建設事務所、あと白河警察署、名前がいっぱい出てくるんですけども、一生懸命考えていただいているのは分かるんです。もう警察署もそうだし、この県南建設事務所もそうだし、なぜ、日本はこういう信号をつけていただきたいというのがこういうふうに長引くんですか。何か構造的に問題があるんですか。それとも信号機が高過ぎてつけられないとか、どこかの既得権益者がそこを牛耳っているとか、あるんでしょう、そういうの。本当に何か信号機1基つけるのに何百万円もかかるという話はよく聞くんですけども、なぜそんなにかかるんでしょう

ね。

そういうことで、これは県に届いたか何か分かりませんが、本当に事故が多発していますので、本当にブレーキがかからないところなんです。ぶつかったときはもう完璧に大事故なんです。ですから、引き続き村にはその要請をしていただきたいと思います。

続きまして、4番目、温泉健康センター、これもすぐ造ってほしい。温泉健康センターというのはちゃぼランドにある温泉健康センターじゃなくて、村長が6月議会で別なところを造りましょうという話で、村民の方々に風呂の話しておられたので言いますと、次、村長が造ってくれると言っていましたよともう言っていますから、私、選挙のときに、別なところに造ってくれると村長が言っていましたと言っていました。もしそれ間違っていたら訂正していただきたいんですけども、今12番議員がおっしゃったように、話を聞いていましたら、その方向でいっているのは間違いありません。もう一回確認なんですけれども、ちゃぼランドと別なところに温泉を造ってくれるという計画はあるかないかなんですけれども、その辺、もう一度確認したいんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず、今回、1,430万円上げさせていただいたのは、温泉が出るかどうかの調査ということで、事前調査、まず第一義的には村民屋内プールの電気代が大変だということで、もしそれに使えればいいかなということはまず発想がそこからありました。そして、さらに温泉が出るのであれば、平地での、甲子は遠いですから、平地での温泉が出れば、それはそれでまた利用価値が上がる。また健康推進のデイサービス、それにも使えればいいかなということで、まず調査を始め、可能性があればやっていきたいということでありますので、絶対やるということじゃなくて、まずは調査させていただきたいという、その調査の結果に基づいて発展性はかなりあると思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 何かトーンが下がっちゃったような気がしたんですけども、6月のときにはもうそれについて、だから今回の予算はそれに向けての予算かなと思ったんです。村長前向きに考えて高齢者のというか、健康増進、それに生きがい、もう痴呆症にならない最大のあれなんです、一日笑って話してというのが今増えています。

訪問介護は別なところでしゃべったんですけども、訪問介護する介護員、介護士が相当不足しているということで、前村長が提唱していたぴんぴんころり、これも村長は1回もその発言したときないんですけども、ぴんぴんころりを西郷は提唱していますよね、まだ、提唱していないんですか、後継者だと言っているんですけども。ぴんぴんころりは高橋村長のときはあまり聞かないんですけども、前村長のときはぴんぴんころり、これは理想なんです。いつまでも元気で健康寿命を確保して、絶対

にいつかは死ぬんですから、その死ぬ直前まで元気であるというのはこれは理想で、その一翼はやはり1日のうちで1回は笑うとか、みんなとお話するとか、そういう何か運動をしてみるとか、そういうのがあると思うんですけれども、その一助になると思うんですけれども、それと並行して積極的に造っていただけないでしょうかね。

あの村民屋内プールは30度まで上げられるんですよ、温度を。あと10度なんです。10度上げればそういう施設がお風呂の施設ができるんです。村長がおっしゃったゲートボール、パークゴルフ場できて、汗を流して、1日楽しく遊べたら長生きします。それに向かってどうですか。そこまで予定に入れると、計画に入れてくれるという、計画ですから入れないと始まらないですよ。私たちも本当に議員誰も反対しませんから、そういう件に関しては。

だから、もう一回力強い、これも本当に、12番議員がおっしゃったように、本当に要望しているんです。今回もそうです。私の議会報告読んでいただいた支持者の皆様は早く言ってくれと、早く言ってくれと、俺ら本当にそれを楽しみにしているんだ。行くところがないんですという、遠くまで行ったら、交通事故に遭ったりなんかしたときに危ないという話もしているし、だからそういうためにも、ぜひ力強い言葉をいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

鈴木議員の熱い思い、私にも伝わってきましたので、できるだけ、そういう12番の議員からもお話がありましたように、施設は造りたいという思いがありますので、まずは調査する。その夢は捨てないで頑張っていきたいと思えます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、その件につきましては以上で終わらせていただきます。

続きまして、学校通学路歩道についてでございます。

これも、特に小学校に通うご父兄の方、保護者の方からの要望がありました。特にこれは幹線道路というか、国道289号線からの路線と、あと米村と小田倉が多かったんです。私も中学校に来るところとか、ある程度あちこち注意して見たら、路側帯、ここが今年雨が降って晴れてという感じで、草が相当路側帯を覆っていて、これは皆様ここにいる方々はあの路側帯を歩いて、通学路歩いて、7月、9月でもいいんですけれども、歩いた方がいらっしやらないと思うんですけれども、相当張り出して、草がですね。そういうとか。

あと今、朝はスピードを出すんです、一般の方々が。本来駄目なんです、スピード出すのは、子どもが脇にいたとき、歩道にいても止まらない。止まらないと本当は交通違反で切符切られるんですけれども、今の特に朝の通勤時の方々は急いでいるというのは分かるんですけれども、止まらない。

それで、あちこちから歩道を造ってください。だから明確に場所を言ってくださいと言ったんですけれども、複数であったので。それと、事前に調べたら、西郷村通学路対策箇所一覧というのを見ました。これは教育長で答弁していただけるんだと思う

んですけれども。

私も、ここに見守り隊の隊長をやっている、副会長のとき、3回ぐらい参加させていただきました。相当深い議論をされていて、現地までこの通学路対策の、教育長、おっしゃっていただいてもいいんですけれども、ちょっと説明しますと、相当現地まで行っていただいて、さっき言いました警察署と県南建設事務所、それから村の建設課、それとPTA等もろもろの交通安全隊とか何か、全て行っていただいて、現地調査までしていると、本当にすばらしく、一番西郷村の中でここが一番活動しているように私は見受けました。PDCA、これが回っているんです。自分で問題点を出し合って現地調査して、それをどうしましょうか、どこに言いましょうか。予算をどこまでつけますか。その後、次の会議で問題になった、課題になった部分を全部復唱するんですけれども、これはどうなりました、これはどうなりました。だからもうここを指摘することは私はないんですけれども。

ただ、これも動かない。この歩道の設置、歩道の設置はどこの小学校からも出ているんです。あと、横断歩道も出ているんです。だからこの辺の仕事も早急に片づけていただきたいんですけれども、1つは父兄、保護者がこの村が本気になって特に通学路対策に関しては相当な時間をかけて現地調査もやって、予算配分までも気にして、警察、その関係省令、県南建設事務所までの方々にも意見を聞き、相当なことをやっているのが一般の保護者には分かっていないような感じがするんです。この辺の指導となぜそれが進まないのか。その辺のことについて、教育長、ご答弁願います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 11番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど、要望等の件がございました。その分につきまして、ちょっと回答のほうさせていたきたいと思えます。

まず、通学路に関しまして危険箇所についての情報、要望等につきましては行政区をはじめ日々ご協力をいただいております子ども安全見守り隊の方々から、多くの貴重なご意見をいただいております。各小中学校では、こういった地区の方々から情報をいただきながら通学路の点検を実施しております。

教育委員会としましては、その点検の結果、改善が必要であると思われるものについて内容を集約し、関係機関との情報共有及び施設管理者への改善要望を行うために、年1回、先ほど鈴木勝久議員がおっしゃってございました通学路安全推進会議を開催しております。会議には、国土交通省郡山国道事務所、県南建設事務所、白河警察署、各駐在所、地域安全推進協議会、子ども安全見守り隊、各小中学校長に出席をいただき、さらに村からは建設課、防災課、産業振興課の担当者が出席し、対応の検討を行っております。

先ほどから、ご質問がありました中には、様々な理由により、解消に至らない要望箇所もございます。そういったものについてはこの取組の中で毎年継続して要望を行っているところでございます。なぜ進まないのかというところでございますが、白河警察署、国土交通省郡山国道事務所、県南建設事務所の方々にはかなりご努力をいた

だいておりますが、なかなか進んでいないという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これは、信号機の話でも言いましたけれども、村の予算化してもこれは難しいというところ、村道以外は難しいんです。でも村道はできるんです。村道でそういう要望が結構上がっております、村道でも。

先ほど言いましたけれども、路側帯は仮で、本当に今特に朝はスピードを出し過ぎる。もう通学路というのでも掲示板も出していただいているんですけども、それでも運転手のマナーというか、自分の子どもがその脇を通っているんだという意識になれば、もうちょっと車の速度を緩めてくるんでしょうけれども、だからまずは路側帯の草とか何かありましたら、本当に意見を聞いてすぐに素早く処理をしていただきたいというのと、県道は難しくても、県道もやっていないところもあるんですけども、難しくても、村道に関してはそのときじゃないと駄目というのあるんです、6年生は中学生になっちゃうから。

だから、特に朝が、教育長は朝回っていただいて通学路の検討もしていただいたのを今日見ていましたけれども、朝が大分そういう厳しいところがあるので、村道に関して何か所かありますんで、できれば子どもの安全のために積極的に歩道の取付け、行っていただきたいと思います。

じゃ、次にいきます。

次、真船地区盛土問題についてでございます。

これは、6月の定例会でも質問させていただきました。その上がりに見ていましたら、甲子街道の交通量がちょっと減ったのは分かりますが、いまだに続いておまして、また同僚議員も、うちのほうでもそういう話聞いているんだよね、村民の方々から言われているんですよね。あと、雨のときひどいよね。まだまだそこが続いている状況でございます。

ですから、前も申し上げましたようにでございますが、あのときはほとんど回答がなかったと記憶しております。それはいろいろな事情があつてということなんで了承しましたけれども、その後のことについて、もう3か月もあれからたっておりますけれども、県の対応、または村が6月以降にどのような対応をなさったか、その件についてお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

真船地区の盛土問題について、福島県、村は6月以降、どのように対応したのかというご質問でございますけれども、令和5年第2回定例会時にお答えした内容と同じとなってしまいますが、産業振興課におきましては、所管の森林法に基づき、各種関係機関と連携をし、対応をしております。村といたしましても福島県及び福島県警察などとの関係機関と連携を図り情報の共有を行うとともに、各種関係法令にのっとり対応に当たっているところでございます。

今後につきましても、関係機関等々と連携を強化し、対応してまいりたいと考えております。

なお、関係機関等への影響が及ぶおそれがあるため、詳細な進捗状況や内容については答弁を控えさせていただきますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今後の対応まで言っちゃったんだね、1番、2番、1番だけ。

それでは、今言ったのは分かります。ただ、いまだにもう山積みになって、塔のようになっていて、あとどろどろになっているとか、相当不安をあおっているんです。あと迷惑もかかっているんです。もう急ブレーキ踏んだとか、ゆっくり走っていて困ったとか、いまだにナンバープレートを隠して乗っている車があるとか、全然変わっていないんです。

もう村民の不安、これをどうやって解決するんですか、その答えで。もっと具体的にこういう方向でやっていますとか、業者を選定しましたとか、車に乗っているダンプの運転手さんにこういう注意をしましたとか、その元請会社にこういう指示を出しましたとか、具体的に何か言っていたかかないと、内容的にはちょっとは分かりますけれども、具体的にどうこの3か月で動いたという内容が分からないと、村民の方は本当に不安でしようがないと思うんです。

全然変わっていないんですか、状況が。もう一度答弁していただけますか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現状、現地確認等を含め、いろいろ村といたしましても関係機関と一緒に現場確認とか、確認は業者さんとの直接コンタクトを取ってお話をしたりとか、した経緯はございますけれども、それ以上、今いろいろな関係機関動いているということもありまして、進捗状況についてはちょっとお話しはできないということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 個人的にはそれを支持します、黙っているはずないのは分かっていますから。だからいろいろな動きがあるんだと思いますけれども、ただ、村民の方々、あそこを通るの方々には非常に迷惑がかかっている。不安もおおっている。せめて業者がどういう動きをしているとか、汚れた部分を、道路がどろどろになった状態を掃除していただいているとか、ちょっとは改善の余地があれば、みんなが業者に言っているんだなというのが分かりますけれども、それほど特別な変化がないんです。そうすると、一般村民の方は特にあそこを利用しているの方々は何やっているんだという、そういう目なんです。

私は、個人的に今突っ込んで担当の課長にいろいろ聞いてしつこく聞いていますけれども、こういう公の場では言えないというのでは、それはそれで私は理解できる場所はあるんですけれども、ただ、その状況が変わっていないのは何でなんだというのがちょっと分からないと、村民の方は不安で行政が動いていないんじゃないかとい

う、警察は誰の味方してくれるんだとか、そういう不安が声に出ているんです、今。

だから、それは私もなかなか言いづらいんですけども、もうちょっと突っ込んで発言できないでしょうか。いろいろ法令とか何かあるのは分かりますし、県が特に何というんですか、盛土規正法で今網をかけているとか、調査しているというのは前回出ましたけれども、それがどの辺まで進んでいるのか、そういう部分でもうちょっと突っ込んでしゃべれないんでしょうか。ちょっとお願いしたいんですけども。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 鈴木勝久議員のご質問にお答えをいたします。

盛土規制法の適用に向けた県の進捗状況のご質問だと思います。令和5年5月26日に施行されました盛土規制法に伴う状況につきましては、現在、福島県において同法第4条に規定する規制区域設定のための調査を行っている段階でございます。県へ確認しましたところ、現時点の進捗状況としますと、今年中には各市町村への説明及び意見を求められる予定であるという回答を得ておりますので、村の「さわやか高原公園都市」にしごうの環境保全を図る上で、しっかりとその意見を述べていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（真船正晃君） 答弁が終わりまして、再開より1時間経過しておりますが、このまま続行してよろしいか、お伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） よろしいですか。それでは続行いたします。11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 大変難しい、その辺までなんででしょうか、言っただけなのは。ただ、本当に非常に不安を感じておりますので、引き続き監視していただき、関係機関、特に警察、県の建設事務所等々と連絡を密に取って、一日も早い解決を望みたいと思っております。

これは、引き続き村民の方が大変不安に思っているもので、何かそっちに対して広報等々がございましたら、今の程度では村民の方は納得しないと思っておりますけれども、ただ一生懸命動いているんだと、それだけでも言っただかかないと、もう本当にみんなが不安でしようがない、そういう状況でおりますので、後になって後悔しても始まらないということで。

条例等の話もありましたけれども、そちらのほうも聞けば、県とか国の様子を見ながらという話になっちゃうんでしょうけれども、そちらのほうもいつでも執行というか、条例がつくれるような体制にさせていただき、またそういうところに目を光らせて1日1回か2回は必ず行くとか、あともしかしたら、もうずっと言っていますけれども、監視カメラ、これもつけていただいて、どこの車がどういうふうに通っているとか、そういう証拠が残るようなこともやっていただきたい。そうすればちょっとは村民の方も安心するんじゃないかと思っておりますけれども。

以上をもって質問と代えさせていただきます。じゃ、引き続き監視、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日9月22日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時08分）